

令和7年3月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	伊 藤 千 春	2 番	柴 田 英 里
3 番	鈴 木 りつか	4 番	平 居 ゆかり
5 番	横 井 克 典	6 番	板 倉 克 典
7 番	那 須 英 二	8 番	加 藤 明 由
9 番	小久保 照 枝	10番	堀 岡 敏 喜
11番	佐 藤 仁 志	12番	江 崎 貴 大
13番	加 藤 克 之	14番	高 橋 八重典
15番	早 川 公 二	16番	平 野 広 行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

1 番	伊 藤 千 春	2 番	柴 田 英 里
-----	---------	-----	---------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安 井 幹 雄
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 木 弘 己
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図 書 館 長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長	水 谷 繁 樹
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	村 田 健太郎
人事秘書課長	山 森 隆 彦	企画政策課長	佐 藤 文 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	下 里 真理子
環 境 課 長	梅 田 英 明	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	富 居 利 彦

児 童 課 長	飯 田 宏 基	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長 兼 十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長 兼 い こ い の 里 所 長	中 山 義 之
産 業 振 興 課 長	上 田 忠 次	土 木 課 長	神 野 忠 昭
都 市 整 備 課 長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	早 川 昇 作
学 校 教 育 課 長	田 畑 由 美 子	生 涯 学 習 課 長 兼 十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	飯 塚 義 子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 野 智 雄	議 事 課 長	田 口 邦 郎
書 記	鈴 木 悦 子		

6 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	一般質問

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） 会議に先立ちまして御報告いたします。

本日3月11日は、東日本大震災の発生から14年に当たります。震災の発生時刻の午後2時46分に合わせ、1分間の黙祷をささげたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映の許可されたい旨の申出がございました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、伊藤千春議員と柴田英里議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 一般質問

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、柴田英里議員。

○2番（柴田英里君） おはようございます。

2番 柴田英里でございます。

3月3日のひな祭りが終わり、春の日差しが暖かくなってきました。また、先日、弥富市内3つの中学校、十四山中学校最後の卒業式も終わりました。新たな門出に、心よりお祝い申し上げます。

東日本大震災から今日で14年目を迎えます。震災による死者1万5,900人、行方不明者2,520人が確認されております。心より御冥福をお祈り申し上げます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

まず初めに、近鉄弥富駅前の活性化についてお伺いします。

近鉄弥富駅前のポケットパークの土地の利活用の考えはございますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 近鉄弥富駅の南口にあります駅前ポケットパークは、芝生広場やインターロッキング通路、ベンチ等を設置し、通常時には駅利用者や近隣住民の憩いの場として活用していただいております。

また、夏祭りや冬季イルミネーション等のイベント開催時には、イベント会場やキッチンカーの出展ブース等、にぎわい創出につながる事業に活用していただいております。

今後も、駅前ポケットパークにおいてイベント等を開催することにより、弥富市の魅力を幅広くPRできる空間として駅周辺のにぎわい創出につなげていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 続きまして、一昨年、去年とキッチンカーを置いてポケットパークにてイベントを開催しました。改善点でもある電気の設備の考えはありますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 現在の駅前ポケットパークにはコンセント等の電気設備はありませんので、イベント開催時には主催者側に仮設電源を設置する等の対応をしていただいております。今後、駅前ポケットパークをイベント等に広く活用していただく場所としていく場合には、必要に応じて電気設備を含めた施設改修やルールづくり等が必要になると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 今年も駅前での地域活性化のため、催し事業をしていくべきだと思います。その中で、新規に起こす地域づくり補助金は現在あると思いますが、事業を継続的にする補助金はいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 地域づくり補助金の要綱を一部見直しをし、令和7年度から補助金の種類を2種類とし、地域課題の解決等につながる事業や活動に対して財政的に補助をさせていただくものになります。

2種類ある補助金のうち、市民提案型地域貢献コースの5万円の補助金の継続的な活用につきましては、課題解決の効果が一定程度上がり、課題がおおむねなくなった時点で支援は終了すると考えておりますので、課題認識が継続していれば、支援についても行うことは可能であると考えております。

もう一方の行政提案型課題解決コース10万円の補助金は、同一事業での御利用回数は3回までとし事業の効果と補助金継続の有無を担当課と協議をさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 事業を継続していくことを可能にするためにも、前向きに考えていただきたいと思います。

次に、企業からの協賛を募ってイベントを行うことはよいのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 地域づくり補助金を活用していただく市民団体等には、自立

を目指していただきたいと思います。しかし、収入源がないため現実的には自立が難しい状況で、補助金に頼らざるを得ないと思っております。活動する際に協賛していただける事業者等があるならば御活用いただいて、それでも財源が不足する場合は地域づくり補助金を御利用いただきたいと思います。思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 一昨年に続き、去年12月9日から今年の1月27日の間、また2年連続駅前での活性化のイルミネーションが開催されました。明るさだけでなく治安対策、駅に着いたときにほっと安心できました。送り迎えだけの駅だけでなく、皆さんの憩いの場になっていたと思います。駅前イルミネーションを今年もさらにパワーアップしたイルミネーションにしてみてもいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 弥富市商工会が行う近鉄弥富駅南口駅前イルミネーションが今年で3年目となりますので、令和6年度よりもさらに進化したイルミネーションを計画してもらえよう要望させていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 今年のイルミネーション時にクリスマスイベントを企画して、にぎわいと活性化を図りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市といたしましては、駅前のにぎわい創出は大変重要であると認識しておりますので、開催場所の提供などを可能な範囲で協力させていただきたいと思えます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） バレンタインデーに向けて、世界中からよりすぐりのショコラが集まる祭典アムール・デュ・ショコラのようなイベントを弥富市に誘致してみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市で開催するにはかなりハードルが高いイベントだと思いますが、議員のお力添えにより実現が可能となりました折には開催場所の調整などを協力させていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 次に、駅前以外での活性化についてお伺いいたします。

昨年12月議会の江崎議員の一般質問での答弁で三ツ又池公園で開催しているやとみ青空市の運営方法を見直すとのことでしたがその後、進捗はどのようになっていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 運営方法の変更点といたしましては、本市がイベントの企画と運営をしていた形態から三ツ又池公園を各種団体や企業等へお貸しする方式に変更いたします。

令和7年4月13日日曜日にやとみ青空市イベントを午前10時から午後3時まで開催予定です。また、やとみ青空市週間として、令和7年4月14日月曜日から4月27日日曜日までの3週間開催いたします。

やとみ青空市イベントでは、芝生広場にて農作物、加工品、商工業品などの販売や市内の企業PRの場を設け、消費者、生産者、商工業者相互の交流を深めるとともに、にぎわい創出を目的とするイベントを行います。

やとみ青空市週間では、シバザクラの開花期間に拠点広場駐車場の一角を販売と中小企業のPRの場として提供いたします。そして、出店者の募集を弥富市商工会と連携しながら、3月号広報及び市ホームページにて掲載しております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） また、自治会、メディア、企業が発信する地域情報が集まるスマートフォンアプリL o r c l eを愛知県内35市町村が取り入れております。本市も取り入れてみてはいかがでしょうか。

L o r c l eには、新聞の地域ニュースと自治体、企業、団体の情報を組み合わせて掲載される。同社協はセミナーや相談会、イベントの開催など、地域に根差した活動を進めており、L o r c l eを活用してこれらの情報の周知を図ってはどうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議員御説明の地域情報発信アプリにつきましては、利用者の居住地の身近な情報や気になるジャンルの情報がパーソナライズにされて、無料で手軽に得られるモバイルアプリであると認識しております。

しかしながら、本アプリの全てのコンテンツを活用する場合、発信者となる自治体には利用料負担が発生いたします。近隣市町村が参加を表明されておことは承知しておりますが、費用対効果などを検証した結果、現段階では参加を見送ることとしております。

本市といたしましては、引き続き市公式SNSなどを利用した市政情報の発信を強化してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 次に、2つ目の質問をさせていただきます。

昨今、セクハラ、パワハラ、カスハラ、マタハラだけでなく、何十種類ものハラスメントが存在するとメディアで紹介することもあり、中には面白おかしく論じ、ハラスメントを助長させるような扱いに疑問を感じることもあります。常に被害者の立場に立ち、ハラスメン

トは絶対に許さない姿勢での取組が必要です。

職場のハラスメントは個人の尊厳と人格を不当に傷つける重大な人権侵害であり、職員の労働意欲を阻害する、あってはならない行為です。そのような中、本市の職員に対するハラスメント、パワハラ、セクハラについてどうでしょうか。現状や傾向について実態調査はできていますでしょうか。また、対策はどのように取られているのかお伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 近年、職場におけるハラスメント、パワハラ、セクハラは社会的な問題として注目されており、深刻な課題となっております。

本市における職員に対するハラスメントにつきましては、実態調査は実施しておりませんが、その対策といたしまして、パワハラについては職場におけるパワーハラスメントの基本方針、セクハラについては職場におけるセクシュアルハラスメントに関する基本方針を策定、周知し、人事秘書課に相談窓口として職員が安心して相談できる体制を整えるとともに、必要に応じて相談の解決に向けた調整等を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 近年、カスタマーハラスメント、カスハラは社会問題化しており、民間企業にあっては営業に支障を来す、公共団体にあっては市民サービスの低下を招くなど、社会的影響を看過できない状況にあると感じられます。そして、官民ともに問題と言えることは、働く人たちの意欲を大きく減退させ、健康にも悪影響を来し、ひどい場合には退職の決め手にもなってしまう可能性もあるという点です。

労働組合の産業別組織であるＵＡゼンセンの調査によれば、サービス業に従事する組合員のうち、２年以内にカスタマーハラスメントの被害に遭った経験のある方は約半数であるということです。これでは安心・安全な職場ということはできません。

東京都では、このような状況を変えていくために、働く人に客が不当な行為で就業環境を害する行為を行わないように定めるカスハラ防止条例の制定に動いております。この働く人には、民間の就業者も市役所の職員も学校の先生も、全ての働く人が含まれます。厚生労働省でも、カスハラ対策企業マニュアルを配付し、事業主が従業員をカスハラから守るための対応を促しております。

カスハラ被害が起り得ることは官民共通の課題であり、本市でも避けては通れない問題であると考え、関連する以下の項目についてお尋ねいたします。

本市の職員は、市民からのカスタマーハラスメントはございましたでしょうか。また、対策はどのように取られていますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） カスタマーハラスメント、カスハラは、来庁者等からの御意見、

御要望、言動のうち、当該要求を実現するための手段、態様が社会通念上不相当なものであって、それにより職員の就業環境が害されるものと認識しておりますが、パワハラやセクハラなどのように関係法令により定義がされておられませんので、現時点では正当な御意見等とカスハラとの見極めは難しい段階であるため、慎重な対応が重要であると考えております。

したがいまして、本市職員への市民からのカスハラにつきましては把握しておりませんが、カスハラに限定せず、対応困難な事例につきましては、所属長が責任者となり上司へ報告、相談することとしており、複数の職員で対応するなど、組織で対応するようにしております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 本市の小・中学校において、カスタマーハラスメントは過去も含めていかがでしたでしょうか。また、対策はどのように取られているのか伺いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） カスタマーハラスメントの実態調査は、県教育委員会、並びに市教育委員会においても実施をしておりません。

現状の対策としましては、担任1人で対応するのではなく、主任や管理職と共に情報を共有し、学校としてやるべきこと、できることの線引きなど、対応について検討します。また、日頃より学校と市教育委員会の連携を図り、早期対応に努め、市教育委員会から学校へ指導・助言を行います。

ほかには、市校長協議会において愛知県教育委員会海部教育事務所に配置されているスクールロイヤーを講師に招き、昨年度より研修を行っています。各学校においては、様々なトラブルや事案が生じた場合にはスクールロイヤーを有効的に活用し、助言をいただいています。さらには、市スクールカウンセラーやスクールカウンセラー・スーパーバイザーを講師に、教職員対象のアンガーマネジメントや保護者対応について研修を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） カスタマーハラスメントに対応するためのマニュアルや指針の作成、職員研修などは行われているか伺いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市におきましても、社会的に問題視されてきておりますカスハラから職員を守るため、マニュアルなどの必要性は十分に感じているところでございます。

しかしながら、市役所は市民の生活を支えるため市民に開かれた施設であるべきであり、その対応は慎重に考えていかなければなりません。カスハラ対応マニュアルの作成につきましては、職員を守るとともに市民サービスの低下を招かないよう配慮する必要があることから、引き続き近隣市町村の動向や国・県における対応などについて注視してまいりたいと考えております。

また、ハラスメントに関する職員研修につきましては顧問弁護士による研修を実施しており、愛知県市町村振興協会研修センターやeラーニングにおけるカスハラを含めたハラスメント研修も積極的に活用してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 言われた言葉が、実際に行政の方に嫌な思いをしていないか、私は働く人のメンタルの面を心配しております。

発する側はハラスメントと気づかずに徐々に強くなっていないでしょうか。過日、議員内で動画視聴による研修を行いました。職員意識の向上を図って仕事のしやすい環境をつくるためにも欠かせないことだと思います。今後、職員をはじめ、教職員、議員内でも各職場で1年に1回はパワーハラスメント、カスタマーハラスメントの研修を行っていくべきだと思います。

令和4年4月1日より労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置が中小企業の事業主にも義務化されました。本市ではどのような対処をしているのか伺いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 令和2年6月1日に改正労働施策総合推進法が施行され、大企業におけるパワーハラスメントの防止が義務づけられました。そして、努力義務だった中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されました。この改正を受けまして、職場におけるパワーハラスメントの定義やパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置などを市ホームページで周知して、中小企業の事業主の皆様へパワーハラスメントの防止を呼びかけております。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 労働施策総合推進法の改正後はパワハラ防止法という名称でも呼ばれており、中小企業もこの法律の対象となりました。

中小企業と関係が非常に深い弥富市商工会のホームページにはパワーハラスメント防止措置の義務化について掲載されていないようですが、市から商工会に掲載の働きかけをしてはいかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 労働施策総合推進法はパワーハラスメントの事前防止を目的に改正されており、中小企業の相談パートナーである商工会へパワーハラスメント防止措置の義務化に関する内容をホームページに掲載していただくように要望させていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） カスタマーハラスメントにより体調不良で休職や退職を余儀なくされ

た市の職員は現状どのくらいいるか、その推移はどのくらいかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） カスタマーハラスメントの法律上での定義や本市独自の指標、定義がございませんので、現段階では把握しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 最後に、今後の本市のカスタマーハラスメントへの対策についてお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） カスタマーハラスメント、カスハラ対策は近年特に注目されている重要な課題であり、本市においてもその対策が求められております。他の自治体では、職員の名札からSNSを通じて個人情報が見出される被害があるなど、カスハラは深刻な社会問題となっております。繰り返しとなりますが、パワハラやセクハラなどのように関係法令により定義がされておきませんので、現時点では正当な御意見等とカスハラとの見極めは難しい段階であるため、慎重な対応が必要であると考えております。

カスハラへの対応につきましては、職員を守るとともに市民サービスの低下を招かないよう配慮する必要があることから、引き続き近隣市町村の動向や国・県における対応などについて注視してまいりたいと考えております。

本市といたしましては、職員の名札に関して、個人情報の保護や職員が安心して業務に従事できる環境を整えるため、名札に記載する情報を見直すことから取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 柴田議員のほうからは、大きく2点について御質問をいただいたところでございます。

ただいまのパワハラ、またカスハラというような御質問でございますけどこれは取り手側によってもかなり違ってくると思いますし、また言い手側も気をつけなければならない、これは職員間でも同じことでございまして窓口での対応でもそれは同じだと思っておるところでございますがいずれにしても、このような被害を受けることのないように職員を私も守っていかなければならないと思いますしまたその場で注意できれば一番いいことでございますので、全庁一丸となってそのような対策を取ってまいりたいと思っておりますしまたカスタマーハラスメントにつきましては、先ほどから部長も答弁しておりますが大変まだ難しい段階にあるとは思っております。ただ、このようなことが横行してはならないものですからしっかりとまた市のほうでも対策を取ってまいりたいと思っておりますのでございます。

そしてもう一つですが、ポケットパークについて御提案いただきましたアムール・デュ・

ショコラ。これは名古屋にあるデパートがいろんなバレンタインデー商戦を展開する中で、最も日本でも大きな祭典ではないかと、お祭りのような感じをするわけでございます。私もここを今年訪れましたが、それぞれのお店に対して長蛇の列、順番待ちがひどく、なかなか買い求めるのも一苦労じゃないかなと思って見てきたところでございます。

このような大変大きなイベントを弥富市へというのはなかなか難しいということは御存じだと思いますが、このポケットパーク、かなりコンパクトで使い勝手のいい、議員の御地元の公園でございますものですから、ぜひもっともっと、夏祭りだけではなくイルミネーションもやっておりますので、そういった面で何かいい提案をしていただければ、またこちらのほうもこんなことをやってほしいというようなことがあればお伝えさせていただいて一緒にやっていければと思っておりますので、どうぞまた御意見等をお聞かせください。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田議員。

○2番（柴田英里君） 市民のためにも今できることから改善し、安心・安全なまち、住んでよかったと言ってもらえる弥富市のためにも、未来の子供のためにも、生徒や保護者だけでなく、現場の教職員も不安に駆られ、ストレスにさらされることと推察しますし、職務の執行を確保し、職員を守るためにも、いま一度見直していただきたいと思います。

病院、銀行、飲食店、警察等、様々な場所でカスタマーハラスメント防止啓発ポスターが掲載されているのをお見かけします。本市にもポスターにて啓発していただくこともよいのではないのでしょうか。

また、近隣地域、桑名市、津島市、豊明市ではハラスメント防止条例を制定しました。また、一宮市でも議会に提出しております。愛知県でもカスハラ防止条例制度検討会議を設置し、6月の定例議会への条例案の提出を目指しております。10年、20年先の弥富の未来に向けて、新たに安全・安心な生活を守るまちづくり、誰にも優しいまちづくり、生きがい・笑顔あふれるまちづくり、産業・観光が元気なまちづくり、市民みんなが主役となるまちづくりの5つをモットーに、ぜひとも早急に本市もハラスメントの条例の制定に向けて研究や検討の体制を整えていただくよう強く要望しておきます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前10時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、平野広行議員。

○16番（平野広行君） 16番 平野広行。

通告に従って質問いたします。

昨年の12月議会までは小学校の統合に関し多くの議員から質問がなされ、議会においても十分審議した結果、令和6年12月議会において弥富市立学校設置条例の改正が議決され、令和10年4月に弥富市立よつば小学校が十四山西部小学校の位置にて開校されることになりました。これによって、大藤、栄南、十四山東部の3小学校は廃校となって、今後は廃校となる学校の跡地利用について、地域の御意見を伺いながらしっかりと取り組んでいかねばなりません。

そこで、今日は令和7年3月に廃校となる十四山中学校及び令和10年3月に廃校となる3小学校の跡地利用に関して、令和7年1月に策定された弥富市学校跡地利活用基本方針の案について質問いたします。

長年にわたり地域住民の皆様の活動拠点として親しまれた学校がなくなることは、地域住民にとって非常に寂しい限りであります。しかし、地域住民が求める施設ができるのであれば、地域のランドマークとして今までと同じ役割が果たせるのではないかと考えております。そういった意味では、この学校跡地利活用は非常に重要な問題であります。地域が求める時代に即した施設を地域住民の皆さんが考え、一致団結して取り組んでいく活動であると思えますし、私も地元議員として地域の活性化に向けて全力で取り組む決意をしております。

廃校は、終わりではなく始まりであります。このたび、広い面積の宅地ができました。これをチャンスと捉え、みんなで知恵を出し合い、地域づくりを進めなくてはならないと、このように思っております。

そこで、今後の学校跡地利活用の進め方について市の考えを伺います。

まず、十四山中学校については今年3月末に廃校となります。跡地利用については、12月議会において弥富市運動広場条例が改正され、校庭においては当面グラウンドとしての利用が可能となります。しかし、全体の利用については白紙の状態であり、ホームページ上で公有財産の活用アイデア募集にて掲載がされております。

3小学校については、令和10年3月までは学校として運営されますが、4月からは学校ではなくなります。跡地利用を進めるに当たり、今から動き出さないとスムーズな移行ができないと、このように思っております。

少子化が進む中、全国各地で小・中学校の統合が進み、廃校となる学校は、現在、全国で年間約450校と報告されております。これらの自治体では、統合小学校の開校に向けた準備を進めるために学校跡地利活用基本方針を定め、跡地活用に取り組んでおります。そこには、廃校利活用部会が跡地利活用の組織に入っており、統廃合の検討と一緒に跡地利用について

も検討がなされております。

残念ながら、本市においては、小学校再編委員会においては学校運営部会、教育計画部会、
当市資料部会、通学路スクールバス部会、PTA部会で構成をされておりましたが、その中
に跡地利活用部会はありませんでした。ようやく今年1月、本市においても弥富市学校跡地利
活用基本方針案が策定され、議会に報告がありました。その内容として、1つ目が策定の背
景と目的、2つ目が利活用の課題、3つ目が利活用の基本的な考え方、4つ目が利活用の検
討体制と進め方、5つ目が利活用の配慮事項、これら5項目で構成をされております。全国
自治体における跡地利活用の基本方針と比べ、大体内容は同じであります、利活用の検討
体制、これについては少し異なっております。

そこで、本市において学校跡地利用はどのような考え方で進めていくのか、基本方針につ
いて順次伺っていきませんが、まずは検討体制について伺っていきます。

現在は教育施設であって学校教育課が所管となりますが、廃校後は施設管理は財政課、ま
た利活用についてはその用途目的において都市整備、介護、高齢福祉、児童、防災、産業振
興、市民協働課と様々な部署が絡んできますので、全庁横断的な組織である公共施設マネジ
メント本部会議と教育委員会が相互に連携しつつ一丸となって進めると基本方針の中には記
載がされております。

それでは、その組織の中でどこが主体となって進めていくのか。昨年12月議会で、高橋議
員の質問に対して、小中学校統合推進計画部会において協議を行うと、このように答弁をさ
れておりますが、弥富市学校跡地利活用基本方針案の検討体制の中の組織図には記載がされ
ておりません。

そこで、新しく学校跡地利活用推進グループ、あるいは施設管理をする財政課が事務局と
して中心となるのか、その辺り、検討体制についての考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 弥富市公共施設マネジメント推進本部の下に、庁内横断的な小中
学校統廃合推進計画部会が組織されております。部会長は教育部長が充てられ、窓口は学校
教育課でございます。地域からの相談があれば学校教育課でお受けし、教育委員会をはじめ、
都市整備課や防災課、児童課、市民協働課、財政課などで対応し、お声がけをいただければ
地域にお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 小中学校統合推進計画部会が組織され、窓口は学校教育課であるか
ら学校教育課が中心であると、このように答弁をされておりましたが、私は、学校教育課は
よつば小学校開校に向けていろんな問題があります。スクールバスとかいろんな問題がある
ので、開校に向けて全力で取り組むことが第一であると思います。跡地利活用に向けての取

組がしっかりできるのかどうか心配する部分でありますし、また利活用に対する検討体制において、いま一つ理解に苦しむ部分があります。

そこで、副市長に伺いますけど、この4月から財政課において営繕マネジメントグループが新設をされますが、学校跡地利活用を念頭に置いたものなのか、その辺りの目的について伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 営繕マネジメントグループを設置する目的は、公共施設マネジメントの本格化や公共建築物の大規模工事が増えており、専門性が増していることから、その業務に対応するため令和7年4月に新設をいたします。主な事務分掌といたしましては、公共施設のマネジメントに関すること、他の所管への公共施設の設計・管理に関すること、管理に関することについての情報提供、助言及び指導に関すること、公共施設を管理する他課との連絡調整に関することでございます。

よって、現時点において学校跡地利活用を念頭に置いて設置するものではございませんが、業務を担当する学校教育課とは連携を取ってまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 小中学校の跡地利用、4校ありますので組織がしっかりしていないとまとめ上げられません。3地域の学校跡地利用を進めるには、検討体制の中で職員の増員をしなければならないと思います。公共施設の適正配置の際には、事務局となった秘書企画政策グループにおいて専任部署に1名増員をしておりますが、今回もそのような増員体制を取るのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和6年12月議会の高橋議員への御答弁におきまして、令和10年4月の再編に向けての多忙な事務で職員の負担は増加すると思われるので、職員の人事につきましては内部で協議をし、適正に配置していくと申し上げました。そのような体制の中で、跡地利活用の事務につきましても行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 確かに昨年12月議会で高橋議員の質問において、令和10年4月の再編に向けて職員の負担は増加すると思われるので、内部で協議し、適正に配置していくと、市長がこれは答弁されております。

跡地利用計画をはじめ、地域コミュニティの活性化支援、定住促進の事務等についての答弁では、担当課のみで進めることは困難であるから専任職員の配置を考えてまいりますと、このように前向きな答弁をされておりますので、私としては職員は増員されると認識しておりますし、当然のことながら職員は増員すべきと考えておりますので、市長、よろしくお願い

いをいたします。

次の質問に移ります。

学校跡地は本市の行政財産でありますから、跡地利用については当然市が計画に沿って利活用を進めなければなりません、学校跡地の利用については、まずは地域の意向を重視して利用方針を決めなければならないと思います。

廃校となる学校は、十四山学区で2校、大藤学区1校、栄南学区1校であります、それぞれ地域の特性がありますので、住民が求めるものはおのずと異なるものと思われます。したがって、学校跡地の活用については個別に検討する必要があると思いますが、その辺りの考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校跡地利活用については、学校の規模、立地、地域事情等によりそのニーズには違いがあると認識しております。また、栄南学区においては地域において協議会を組織し、意見集約を始めると伺っております。新年度になりましたら区長会に伺い、再編の進捗を伝えるとともに、跡地の利活用について意見交換を行い、それぞれの地域ニーズや課題の把握に努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） このようなことから、それぞれの地域においては利用についての意見交換ができる地元住民代表で組織する団体、仮称となりますけど、学校跡地利活用協議会なるものが廃校となるそれぞれの地域において必要かと思っております。

平成31年に公共施設を考えるワークショップが開催され、現在は市議会議員として活躍されてみえる佐藤仁志議員、加藤明由議員を含め33名の市民の方が参加され、各地域における公共施設の在り方について様々な意見を集約し、市に提言をされております。

このように、公共施設の適正配置に向けては、市長を本部長とする行政改革推進本部と民間人から成る行政改革推進委員会で意見交換を行い、進めておりますが、今回の学校跡地利活用についても、このように市民から成る学校跡地利活用協議会、こういったものを設置して市側と意見交換しながら進めるべきと思いますが、今、市が示されている検討体制の中には地域住民に対して跡地活用の意見交換を実施するとは書いてありますけど、地域を代表する検討組織との連携が示されておられません。

カメラをお願いいたします。

あの図のようなことになっておりますね。これは小山市の今から説明する図ですけど、先進事例を見ますと、ここにカメラに写っております栃木県小山市の学校跡地利活用の検討手続の中の流れにおいて、市の利活用検討体制の中に地域の検討組織との連携、集約、調整、報告等が記載をされております。小山市のように地域との連携を検討体制の中に組み込むべき

と思いますが、この点についてはどのように考えているのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校跡地利活用につきましては、学校の規模、立地、地域事情等により、そのニーズに違いがある中で、地域において学校跡地利活用を協議する場を組織していただくことは利活用の協議を進める上で有効な手法であると考えます。そのときは、ぜひとも地域の議員の皆様にはその組織に加わっていただきたいと思います。本市におきましては、その地域組織と連携し、課題解決を行うことで利活用を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 地域の議員も組織に入っていただきたいとのことですが小山市においては、学校跡地利用の組織において議員説明会を設けております。その中で、報告だけではなく意見交換という流れですので、本市においても同様な流れにして地域の全ての皆さんに喜んでいただける学校跡地利用になるようにしなければならないと思っております。

次の質問に移ります。

行政に対して、地域の要望において全てが可能なものばかりではありません。法的な制約を受けるものもあり、3小学校、1中学校の跡地はそれぞれ活用が違うと思います。十四山地区は1つにして、大藤、栄南合わせて3地区に分け、協議すべきと思います。

行政とそれぞれの地域との連携体制はどのように進めていくのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 各地域との協議につきましては、区長会を中心に連携し、意見交換を進めることとしています。

また、地域において跡地利活用に関する協議会が組織されれば、その協議会と連携し、協議を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 跡地の利活用を推進する組織についての考え方は分かりました。

それでは、次に跡地利用の基本方針について伺います。

学校跡地の利活用は、3つの基本方針に基づき検討を踏まえた上で総合的に判断するとありますが、それでは跡地利用の基本的な考え方についてはどのように考えてみえるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校跡地対象地域は、全てが都市計画法の市街化調整区域に属していることから、都市計画法上の制限を受けることとなります。そのことを踏まえ、利活用基本方針（案）では3つの基本的な考え方をお示ししております。

基本方針1としまして、行政需要を踏まえた利活用。次に、基本方針2として、地域の活

力につながる利活用。基本方針3として、民間事業者等の需要を踏まえた利活用を上げております。

利活用の検討の進め方については、庁内横断的な弥富市公共施設マネジメント推進本部会議と教育委員会が連携し、検討を進めてまいります。その際には地域と連携し、そのニーズに寄り添い、利活用を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 大きく分けて3つの基本方針に基づいて検討を踏まえた上で総合的に判断していくとの答弁ですが、それではどのように順序立てて進めていくのか、考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 弥富市公共施設マネジメント推進本部において、行政需要を踏まえた利活用について取りまとめたときは、地域に説明をさせていただきます。その際、地域からの利活用があれば地域とともに協議をさせていただきます。

行政需要、地域の活力につながる利活用がなければ、民間事業者等の需要を踏まえた利活用を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 私も今答弁された進め方でいいと思います。

順番としては、1点目は地域の意向を把握し、地域の活性化に資する活用方法を検討すること。2番目は、公共施設として弥富市公共施設再配置計画の方針を踏まえた上で、複合化や機能集約化を検討すること。そういったものがなければ、最後になりますけど、民間への売却、あるいは貸付、こういったものの検討という順番になると思います。

廃校となる学校の跡地利用については、検討が遅れております。特に、十四山中学校においては、この3月には廃校となりますが、跡地利用についてはいまだ白紙の状態、当面はグラウンドとしての利用が決まっておる中で、跡地については企業に売却するんじゃないかと、こういった臆測が統廃合の地域の説明会、あるいはこの間開催しました議会カフェにおいてもささやかれておりました。

また、12月議会の厚生文教委員会における議案質疑においてこの件に関して生涯学習課長から跡地利用に関する計画はまだ何も決定していないとこのように答弁をされております。

そこで、市長、最初に確認をしておきますが、課長の答弁どおり、企業への売却をはじめ、跡地利用の計画は何も決定していないと、こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま議員のほうから言われたとおりでございます、十四山中学校の跡地につきましては、市民からの御意見、また企業等の売却という話は今のところござ

いません。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） この件は未利用地の利活用として市のホームページにいち早く掲載されちゃったんで、誤解をされた市民の方も見えたのではないかなと思っております。今、市長の口からそんなことはないとはっきり断言されましたので、安心をいたしました。

それでは、次の質問に入ります。

個別の利用計画の策定に当たっては、学校跡地における先行事例等の情報収集が必要と思いますが、その辺りについてはどのように進めていくのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 文部科学省が作成しました廃校施設活用事例集を参考にして行ってまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 全国における小・中学校の廃校は、高校まで含めると令和3年度時点で8,580校が廃校になっていると報告をされております。

また、廃校施設のうち約8割は活用されておりますが、残りの2割は未活用であります。その理由としては、建物の老朽化、それから財政面、地域からの要望がないということであります。

事務局、カメラをお願いいたします。

あれが廃校活用事例集ですね。

そこで、廃校活用推進のため、文部科学省ではみんなの廃校プロジェクトとして、全国各地の優れた活用事例、活用を希望する廃校情報等をホームページ上での公表を通じて廃校を使ってほしい自治体、そして廃校を使いたいという企業への情報発信、マッチングを行っております。

本市で参考となる事例としては、私的なことですが、千葉県南房総市の診療所としての活用、高知県大豊町の住宅地としての活用、近くでは四日市市の子育て支援複合施設としての活用、愛知県新城市のレストランとしての活用が紹介をされております。

本市では現在、ホームページ上で公有財産の活用アイデア募集において十四山中学校の跡地利用について掲載がされておりますが、現状における情報発信方法ではよい利活用の提供を得るには難しいと思います。

民間事業者等による活用については、住民アンケート調査、住民懇談会及び実現の可能性が高いと、このようにされている、サウンディング調査において提案された内容に留意した活用の検討が必要であると、このようにされているわけですが、それではこのサウンディング調査とはどのようなものか、これについて伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） サウンディング調査とは、事業の発案段階や事業化検討段階において、事業内容等について直接民間事業者の意見や新たな事業提案の把握を行うことで、対象事業の検討を進めるための情報収集を目的とした手法であり、市場調査ともなります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 確かにサウンディング調査は実効性としては適していると思います。跡地利用の進め方について、地域からのような施設が造ってほしいと言われても、法令上できない施設もあるわけですから、このような施設であればできるといったメニューをこういった事業者から出してもらって、それを検討したほうが現実的ではないかと、こういう御意見もいただいております。この辺りの進め方は、これからしっかりと議論していかなければならないと思っております。

次に、跡地を利活用する上での課題と視点について伺います。

まず、地域防災拠点としての視点から質問をいたします。

跡地利用を考える上で、当該4校は現在避難所に指定されておりますが、これを維持していくのか、あるいは地域の防災拠点の確保についてはどのように考えてみえるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現状の本市の学校施設は、災害発生時の避難所、緊急時避難場所として指定をしているため、今後廃止となる学校跡地を地域の防災拠点として維持していくことは、地域の防災力を高める上で大変重要な課題であると認識しております。

本市といたしましては、大規模災害に備えるために、避難所等の防災拠点の役割を含めて適切で最善の利活用方法を全庁横断的に検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 特に私の地元ですが、栄南学区。命山となる大型物流倉庫がたくさんできましたので、緊急時避難場所としてはたくさんあります。しかし、こういったものは何か所あっても構いませんので、大いに増やしていきたいと、こう思っております。

学校を地域防災拠点と考えるなら、垂直避難がすぐにできる建物は残しておいて、また避難所としての利用も可能となるよう、2階部分の改修も必要かと思っております。

また、地元の栄南保育所、これは津波、高潮からの緊急時避難場所として民間施設と協定を結んで現在対応しておりますが、ちょっと民間施設が離れた場所にありますので、避難には時間を要します。私個人的には、こういった栄南小学校跡地へこの栄南保育所の移設計画を立てればこういった災害リスクは減ると思っておりますので、地域防災拠点の考え方としてこういった点もしっかりと協議していくべきと思っております。

それでは、次に費用と収益の観点から財政面について伺います。

国庫補助金を財源として整備した建物等を財産処分する場合、あるいは民間事業者への貸付等を行った場合は補助金の清算等が想定されると聞きますけど、跡地利用４校について補助金の清算を伴うのか、この件に関してはどのようなになるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 空調設備やネットワーク整備の国庫補助につきましては、財産の処分制限期間内に転用や貸与、譲渡、取壊し等を行う場合は財産処分手続が必要となります。

十四山中学校の場合、新年度からの利活用が決まっておらず、当面は屋内運動場、屋外運動場とも現行と同様な活用をいたしますので、現段階での清算予定はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○１６番（平野広行君） 現状では清算の予定はないと、こういうふうに理解をしておきます。

もう一点、維持管理費の縮減を考えると、収益性がある民間事業者の誘導が必要であると考えます。跡地施設を民間に貸して収益を上げるという視点は必要であると思います。先進事例でも、公の施設としての利用のほか、有償貸付けの部屋を確保し、利益を上げております。市の施設として自前の予算で整備し活用するのか、また維持管理費の経費面から外部へ貸し出すのかの、こういった検討が必要であります。

その一方で、費用面において民間事業者が条件面で折り合いがつかず、借手側、相手側が尻込みした場合、この施設を無償で提供することは地域住民にとっての福利厚生のために寄与するんだと、こういう考え方がありますが、この点についてはどのように考えてみえるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 跡地利活用について、地域ニーズに応える民間事業者への賃借を想定した場合の条件についての御質問でございますが、現時点ではお答えしかねますが、民間需要を検討するときの提案として承ります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○１６番（平野広行君） 地域における福利厚生に関することですので、この件であればぜひ市民に寄り添った判断をしていただきたいと思います。

次に、法令による規制の面から質問いたします。

市街化調整区域においては、都市計画法において活用できる用途が制限をされております。私の地元においてお聞きしますと、要望として一番出てくるのがドラッグストア、食品スーパー、そして病院、介護施設、学習塾、食堂、こういったものであります。

基本方針の中において、市街化調整区域において建築できる可能性がある用途として、飲食店、物品販売店、サービス業、診療所、有料老人ホーム、介護老人保健施設、地元で生産された農産物の加工工場等が例として挙げられておりますので、こういった点についてはク

リアできるかなと思っております。

私個人の意見としては、蟹江警察の南部交番としての設置をお願いしたいと思っております。以前から、交番の件に関しては服部前市長の時代に市役所の幹部の方、そして区長、会長さんと一緒になって2度ほど県にお願いに行きましたが、当時ちょっとタイミングが悪くて、蟹江署の建て替え、そして続いて津島警察署の建て替え、こういったものが予定をされておりまして、財政的な面から難しいということで採択をされませんでした。

しかし、今回は場所と建物も一部改修によって提供できますので、財政的な面からの問題はないと思いますので、市長には再度ゼロからのスタートで実現に向けてしっかりと努力していただきたいと思います。

現在においては、南部地区、違法駐車の問題、危険運転、夜間における迷惑運転行為、治安の悪化等、南部地区では年々警察関連の問題が増加してきております。

設置に当たっては、中学校区に1か所という基準があることは承知をしております。現在、弥富中学校区内には国道1号線弥富駅前にある弥富幹部交番、弥富北中学校区内には東名阪の南に位置する弥富北交番の2か所がありますが、この両者間の距離は直線で約1.5キロメートルぐらいであります。南部の中心部の栄南小学校までは、約7キロから8キロはあります。本市は、北部、中部、南部と3地区に区分されておりますので、私がいつも申し上げております市民生活の平等性の点からしても、この不合理は見直すべきと思っております。残念なことに、市長も県議会議員の県議も弥富の一番北にお住まいですので、南部地区には目が行き届きにくいと思っておりますが、南部の住民の皆様はお2人に大いに期待をし、応援もしております。

私はいつも申し上げておりますが、南部地区の発展なくして弥富の発展なしであります。このことをしっかりと認識して南部地区に目を向けていただき、市長と県議会議員2人が力を合わせて南部地区への交番設置に向けて頑張ってくださいよう、南部地区住民を代表して強くお願いをしておきます。

では、次の質問に入ります。

学校跡地の利活用が決定するには時間がかかるケースも想定されます。その間は、必要最小限の経費によって維持管理しなければなりません。その間の暫定的な施設利用についての考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 閉校後の学校の利用については、電気・ガスの供給やセキュリティーへの対応を検討する必要がありますが、暫定的な利用は考えておりませんが、屋内運動場やグラウンドについては市民が利用できるよう対応してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 令和7年1月に策定した弥富市学校跡地利活用基本方針の中においてスケジュールの記載がされておきませんが、スケジュールは大事でありますので、その点についてはスケジュールの点をどう考えてみえますか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、スケジュールについて具体的な期限は定めておりませんが、まずは十四山中学校跡地利活用につきましては、区長会との意見交換を進めてまいります。行政需要の案について調整しておりますので、まとまりましたらお示しさせていただきます。小学校跡地利活用につきましては、地域の意見を丁寧に伺うとともにニーズの把握に努め、事業を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 市側も準備不足の点があつて、現状ではスケジュールが示せない、こういうことと理解をしておきます。

本市では、公共施設の全体状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことによって財政負担を軽減し、平準化するために平成28年3月に弥富市公共施設等総合管理計画が策定をされました。その後、令和3年3月には弥富市公共施設再配置計画に基づいて、個別施設の長寿化計画として施設ごとに長寿化方針を示す弥富市公共施設個別施設計画が策定をされております。

再配置計画において統廃合される1中学、4小学校においては、再配置方針において、いずれも統合を含めて検討とされておりますが、はっきりと方針が示されておきませんでした。しかしながら、今回統廃合が決定しましたので、長寿命化に対する更新費用等は一応発生してきません。しかし、その一方で地方交付税は減額となつてまいります。

それでは、小・中4校が廃校となることによつて、どれくらいの地方交付税が減額されるのか伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 小・中学校4校の廃校による普通交付税の基準財政需要額への影響について御答弁いたします。

減額となる要素といたしまして、学校数と学級数の減少により、中学校では令和7年度以降、小学校では令和10年度以降の基準財政需要額の算定に用いられる測定単位が小さくなるものが上げられます。ただし、普通交付税の算定上、極端に減額されることがないように学校数については5年間学級数については3年間減額幅が縮小される激変緩和措置が取られます。

一方、増額となる要素といたしまして、スクールバス導入や市債元利償還金に対する交付税措置がございます。

これらのことを勘案して、令和6年度の算定額をベースに試算いたしますと、令和7年度

から9年度までは中学校の統廃合により約100万円から400万円の減少が見込まれますが、令和10年度から13年度までは小学校の統廃合による減額要素があるものの、スクールバス等による増額要素が加わるため、約600万円から2,900万円の増加が見込まれます。その後、激変緩和措置が段階的に縮小されることにより令和14年で減少に転じ、激変緩和措置が終了する令和15年以降は約1,700万円減少すると見込んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 今回の小学校統廃合は教育環境の向上を目指して前倒しで出されたものであって、弥富市公共施設等総合管理計画に基づくものではありません。公共施設再配置計画では、適正な再配置計画を示し、財政的な面から統廃合し、財政負担の軽減を目的としております。再配置計画では、全公共施設を予防保全型管理として対象施設の延べ床面積16万平方メートルに対して、延床面積の縮減目標を23.6%、約3万6,000平米として計算して、36年間の更新費用への充当見込額の平準化した事業費を年間9.2億円として施設の長寿命化計画を基に中期財政計画を立てております。

しかしながら、今回の統廃合で一気に4校が対象から外れることになります。4校の延べ床面積は約2万平方メートルで12.5%を占め、縮減対象施設面積の約半分を占めることになります。長寿命化の更新費用及び学校運営費は削減されますが、先ほどの答弁にありましたように、歳入である地方交付税も削減をされます。そして、歳出としては高額なスクールバスの導入費用が生じていきます。

こういったものを全て勘案して、今後、公共施設再配置計画へはどのような影響を及ぼすとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 公共施設再配置計画における公共建築物の延床面積の縮減目標は3万5,779平方メートルとなっております。このたびの再編対象小学校4校の減少分及び再編小学校の校舎増加分を考慮した延べ床面積の縮減可能面積は約1万8,500平方メートルとなり、全て縮減することができれば大きく縮減目標に近づくこととなります。

しかし、現在、小・中学校再編以外でも物価上昇により公共施設における建設コストや修繕コスト、運営コストが増加しております。現段階では学校跡地及び校舎利活用の方向性が未確定であることから、どこまで影響があるかは分かりませんが、公共施設の建設や改修に係る費用が増加することで当初予定していたスケジュールや予算が変わってくる可能性があります。

いずれにいたしましても、今後、新たな財源確保を図る上で物価の上昇を加味するなど、必要に応じて再配置計画及び施設運営等を見直す必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） ちょうど1年前になりますけど、2016年3月に弥富市公有財産利活用基本方針が示されました。その中で、住民1人当たりの公有財産の面積及び建物の延べ床面積の近隣市町村及び類似団体との比較が示されていましたが、本市は近隣他市に比べ1人当たりの保有量が非常に多いことが示されております。

一口に公有財産といっても、行政財産と普通財産に分かれ、学校等は行政財産として区分されており、勝手に売却はできません。本市では、1年前の令和6年3月に弥富市公有財産利活用基本方針を策定し、ホームページ等で売却、利活用を進めてきましたが、思うように進んでおりません。これは購入希望者から見れば対象物件がいわゆる帯に短したすきに長しといったことだと思っております。しかし、今回の学校跡地は面積も広く各地域の中心部に位置して事業者から見ればポテンシャルの高い物件であり、引き合いも多いと思われます。

学校跡地の利活用事業を進めるに当たって大事なことは、地域の地域住民のニーズをしつかりと聞き、意見交換しながら一緒になって進めていくことだと思っております。まずは聞くということであります。

昨年開催されました小学校の再編整備方針等における住民説明会には、市長の出席が少なく、住民の生の声が届かないと一部の住民の方から反発の声もあり、このことが統合の再編整備計画を混乱させた要因の一つであると私は思っております。

今回は、学校跡地の利活用の問題であります。地域住民全員の生活に関わる案件ですので、地域住民との意見交換の場へは、公務との関係もありますので忙しいことは分かっておりますが、市長は可能な限り出席して、住民の生の声を聞いていくことが大事だと思います。これこそが、本市が目指す市民との協働のまちづくりではないかと思います。

最後に、小・中学校の跡地利用について市長の考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平野議員からは、学校跡地利活用について様々な角度から御質問をいただいたところでございます。

学校は市民の大切な財産であると同時に、地域にとって特別な場所でもあります。その利活用については、行政需要と地域のニーズについて丁寧な説明と十分な協議が大切であると考えております。

先ほど部長が申し上げましたが、地域で協議をしていただき、その際に生じた課題などについて窓口となる学校教育課にお知らせをいただきたいと思います。学校教育課をはじめ、都市整備課や防災課、財政課等が一丸となって対応させていただきます。また、必要に応じて、今議員からもお話ございましたが、私も会議等にも積極的に参加をさせていただきたいと思っております。

今後、議員も加わった地域による跡地利活用の検討を行う組織をぜひつくっていただき、

連携し、協議を進めてまいりたいと考えております。どうぞお力をおかさせていただきますようお願いをいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 市長答弁ですが、行政と地域、議会が一体となって進めていくのが大事であると、こういうお答えでありました。

よつば小学校の開校に向けては、当然のことながら学校教育課が主体となって小中学校統合推進計画部会が進めることは、これは理解できます。学校が閉校となった後の跡地利用については、施設管理の面からして、私は財政課が中心となって進めるべきと思います。

よつば小学校の開校準備と跡地利用の進め方は同時進行であります。ハイブリッドでやらなければなりません。よく取り組んでいくべきと思いますが、この点については、市長、どうですか。市長の御意見を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど答弁いたしておりますが、利活用基本方針案によりますと、やはり行政需要を踏まえた利活用、また地域の活力につながる利活用、そして民間事業者等の需要を踏まえた利活用ということでございまして、ここで一番大切になってまいります、重要になってまいりますのは、やはり地域の活力につながる利活用だと私も思っております。

質問の中でもございましたが、仮称であります、学校跡地利用協議会というものをやはり各地で立ち上げていただきまして、それによりまして地域の声をしっかりとそこで集約し、行政側との協議、また行政と一緒に地域づくりを進めていかなければならないと思っていますところでございます。先ほども、栄南小学校の跡地利用につきましてはぜひ南部で交番がほしいというようなお話もございました。そういうこともしっかりと協議をしていただきまして、また私どもと協議をし、県にも伝えていきたいと思っていますところでございます。

いずれにいたしましても、地域特性、または地域事情がそれぞれ違うわけでございますものですから、それぞれの地域に合った利活用を市としても進めてまいりたいと思います。引き続きの御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 平野議員。

○16番（平野広行君） 市長の考えは分かりました。

体制については私が今申し上げたとおりですが、渡邊教育部長、非常に優秀な方でありまして、また拝見すると体力もしっかりあるというふうに思っております。両立できるかもしれませんが、聖徳太子ではないのでね、あまり無理をしないようにやっていただきたいと思います。

コロナが明け、昨年からは多くの自治会で忘年会が開催され、私も関係する全ての自治会の場に参加をさせていただきました。意見交換の場において出されたのが、開発に伴う地域

の生活環境の悪化をはじめとする不満であります。この地域は何もよくなり、何とかならないのかというお叱りの御意見を私は地域の方から多数いただきました。私への叱咤激励と受け止めておりますが、言っていただけるだけありがたいなと思っております。

私は、この小学校跡地を利用した地域活性化に向けた取組が、その答えを出す機会と捉えております。私も全力で地域活性化に向けて取り組んでいきます。そのためには、行政からのしっかりとしたサポートが必要でありますので、市長、よろしくお願いをしておきます。

これで私の一般質問は終わりますが、最後に令和7年度の予算案について私なりの考えを少し述べさせていただきます。

本市において最優先するのは、基本的に災害に強いまちづくり事業の予算であると思っております。この件に関しては、近年ずっと市長の方針として最優先での予算措置をされておりますので、予算案に対してはずっと賛成をしてきました。令和7年度予算においても、そのような形で予算配分がなされているものと理解しております。

よつば小学校に対して多くの請願者から出された意見も、児童の安心・安全を第一に求めるものでありました。よつば小学校として新築される校舎は、避難所としての機能も備え、防災面に充実した設計であり、その対策としての実施設計監理委託料も予算計上がされております。

本市における防災対策として一番重要なことは、津波・高潮から安心・安全な高さが確保でき、垂直避難が素早くできる施設の確保であります。本市において、緊急時避難場所の収容率が79%ということで、100%に満たない市内で一番収容率の低い弥生学区において、東名阪自動車道弥富インターチェンジに緊急時避難場所を整備する設計委託業務費が予算措置され、令和8年度の運用開始を予定しております。

また、八潮市で起きた下水道管の破損事故を含め、最近、全国各地でインフラの老朽化による事故が多発をしております。全国で毎年約1万件的陥没事故が起きておりますが、そのうちの9割が市町村道で起きております。

先月のことですが、私の地元でも市道において、橋との接合部において水道管からの漏水がありました。これは水道管の老朽化ではなくて、大型車両、この通行量が増えて道路面が凸凹なんですね。この振動によって水道管の接合部が外れた、こういうことがありましたので、よろしくお願いいたします。

本市においては、南部地区の開発に伴い市内各地で道路の損傷が多発しております。その対策として、道路橋梁の維持管理費の増額が必要であります。令和7年度予算においてはインフラ整備対策に6年度に比べ多額の予算計上がなされております。私が昨年の12月議会一般質問において令和7年度予算について指摘した要望が随所で満たされた予算編成となっており、私としては納得できる予算案であると申し上げておきます。

ただ一つ残念なのは、コミュニティバス関連の予算であります。長年の懸案事項でありましたコミュニティバスの再編について、市内３ルートの適正な交通システム構築のため、デマンドバス導入の実証実験を含めた予算として１億４,０００万円が計上されておりますが、令和６年度予算と比べると２,４００万円しか増額となっております。これで十分な実証実験ができるのか疑問であります。恐らくこれが最後の実証実験運行になると思いますので、もう少し増額して悔いのない実証実験ができればなと思っております。

また、まちなか交流館においては、商工会の移転、図書館のリニューアル工事、外構工事を行い、まちなか交流館の整備費約８億５,０００万円が計上され、イベント施設としての活用が充実したものを目指した予算計上であります。

また、ＤＸへの取組としては、市役所窓口でのキャッシュレス決済、オンライン手続きによる電子決済も導入し、市民の便利さ向上への予算計上もされております。マイナンバーカードを利用してコンビニにおいて取得が可能となった今までの住民票、印鑑登録に加え所得証明、課税証明、納税証明の取得も可能となるコンビニ交付事業も予算計上されより便利な市民生活の向上に努める予算計上となっております。予算に対してはおおむね理解しております。

賛成討論のような形になりましたが、令和７年度予算についての私の意見を述べさせていただきます。

令和７年度は、いよいよＪＲ・名鉄弥富駅自由通路事業の工事も本格的に始まります。そして、よつば小学校開校に向けてのスタート、老朽化施設への対応、そして今質問しました学校跡地の利活用と、様々な事業が待ち受けております。

また、まちなか交流館を拠点とした本市の観光イベントの拡充を目指さなければなりません。その中心は金魚であることを再認識し、弥富をＰＲし、元気なまち弥富市を目指さなくてはなりません。

財政面において、臨時財政対策債も含んだ地方交付税は大幅な減額が想定されており、一段と厳しい財政運営が続くものと思われますので、これに対しては安定した財源の確保に取り組まなければなりません。

来年は市制２０周年、再来年は次なる１０年の弥富市制構想を示す第３次弥富市総合計画の策定をしなければなりません。全庁を挙げて一丸となって弥富市発展のため頑張ってください。ことを期待し、一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午前１１時４５分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前１１時３７分 休憩

午前１１時４５分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、伊藤千春議員。

○1番（伊藤千春君） 1番 伊藤千春でございます。

通告に従いまして、2つの質問をさせていただきます。

質問に入る前に、本日、3月11日は防災意識を育てる日です。

防災士であり、株式会社渋谷クロスFMの代表取締役社長である江崎洋幸氏によって制定され、2011年3月11日に発生した東日本大震災にちなんで、震災の経験を風化することなく震災で得た教訓を次の世代につないでいくことを目的として制定されました。

改めて、東日本大震災で多くの命が失われ、命の貴さ、命の大切さを貴ぶために、命の日として記録されております。震災でお亡くなりになられた方々の御冥福を改めてお祈り申し上げます。

本日、防災花火がライブ配信されます。追悼の花火が未来への備えにもなります。防災花火の下には、命を守る避難場所があります。今年の3月11日は、家族と友人と自分のために、お近くの避難所を皆様、改めていま一度確認してください。よろしくお願いいたします。

それでは、1つ目の質問として本市における空き家対策についての質問をさせていただきます。

先週、3月5日の中日新聞県内版にも掲載されておりましたが、愛知県は2025年度、市町村と連携して人口減少対策の一つとして空き家を活用した移住促進を掲げております。

近年、全国的に少子高齢化や核家族化、都市部への人口集中などによる空き家の増加が問題となっており、特に地方部においては深刻な問題となっております。このような状況下の中、本市におきましても平成28年10月には空き家対策の推進に関する特別措置法に基づき弥富市空き家対策協議会が設置され、空き家に関する様々な施策に取り組んでおられます。

そのことを踏まえた上で、より一層前進して取り組んでいただきたく、方向性を充実していただきたく、幾つか質問させていただきます。

1つ目の項目として、今年度実施した空き家の実態調査について質問させていただきます。

初めに、市として実態調査をした目的はどのような目的でされたのかお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 今年度実施した空き家等実態調査は、市内の空き家の実態を把握し、空き家に関する施策を推進するための基礎資料とすることを目的に実施した調査です。

これまでも、平成28年度と令和2年度に同様の調査を実施しており、今年度は3回目の調査となります。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 市内の空き家の実態を把握し、空き家に関する施策を推進するための

基礎資料とすることを目的に実施された調査ということですね。

それでは、2として、実態調査の概要はどのようなになっているのかお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 空き家等実態調査は、地図情報会社である株式会社ゼンリンが住宅地図を作成するために実施する現地調査で得られた空き家と思われる情報のデータを活用することにより、市内全域の空き家件数を調査したものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 空き家対策実態調査の概要としては、空き家と思われる情報のデータを活用することにより市内全域の空き家件数を調査されたということですね。

次に3として空き家の判断基準についてはどのようなになっているのかお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） この調査における空き家と思われる情報とは、住宅地図の作成時に行った現地調査において調査員による道路からの外観目視によるものとなります。

空き家の判断基準といたしましては、1つ目として、郵便受けにチラシや郵便物等が大量にたまったままになっているもの。2つ目として、窓ガラスが割れたままであったり、カーテンや家具がない状態にあるもの。3つ目として、門から玄関までの間に雑草等が繁茂し、出入りしている様子が見えないもの。4つ目として、売り物件や貸し物件等の表示があるもの等の点を中心に空き家と判断された建物を空き家件数としてカウントしております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 判断基準としては、4つの項目を基に空き家と判断された建物を空き家件数としてカウントされていますね。

それでは、4として、実態調査をした結果はどのようなになっているのかお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 今年度実施した空き家等実態調査の結果といたしましては、市内の空き家件数は357件であり、内訳といたしましては、市街化区域内の空き家が162件、市街化調整区域内の空き家が195件でした。この調査結果は、令和7年2月10日開催の弥富市空き家等対策協議会において委員の皆様にご報告させていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 市街化区域内162件、市街化調整区域内195件あり調査結果は令和7年2月10日開催の弥富市空き家等対策協議会において委員の皆様にご報告されたということですね。

過去3回実施した調査から、5番目として、実態調査をした上での分析結果はどのようなになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 平成28年度から令和6年度までの間に実施した3回の調査結果の推移を見ますと、平成28年度は空き家件数が315件、そのうち市街化区域内の空き家件数が170件、市街化調整区域内の空き家件数が145件でございました。

令和2年度は空き家件数が432件で、平成28年度から117件の増加、うち市街化区域内が207件で37件の増加、市街化調整区域内が225件で80件の増加となり、平成28年度調査時の空き家件数から大幅な増加が見られました。

令和6年度は空き家件数が357件で、令和2年度からは75件の減少、うち市街化区域内が162件で45件の減少、市街化調整区域内が195件で30件の減少となり、令和2年度調査時の空き家件数から減少していることが分かりました。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 令和2年度は前回調査した平成28年度より大幅な増加、令和6年の実態調査においては、前回調査した令和2年度より空き家件数が減少していますね。

それでは、2つ目の項目として、実態調査推移から見る本市の実情についてお聞かせください。まず初めに、1として、空き家が減少した要因についてどのように考えてみえるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 令和2年度から令和6年度の間に空き家等が75件減少した理由を調査報告書等で確認いたしますと、令和2年度には空き家だった建物が建て替えやリフォームにより利用されたもの、空き家を除却後に分譲住宅や駐車場としての利用をされたもの、空き地として管理されているもの、空き店舗だった物件が新たな事業者により利活用されたもの等、新たな土地利用等により空き家が減少したものだと考えております。

しかしながら、調査結果を見ますと市街化区域内における空き家等の利活用は進んでいるものの、市街化調整区域においては住宅等を建築するための要件が厳しく、敷地や建物も大きいこと等の理由から市街化区域ほどは空き家の利活用が進んでいない状況でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 新たな土地利用等により空き家が減少したと考えてみえるのですね。

しかしながら、市街化区域内における空き家の利活用は進んでいるものの、市街化調整区域内においては住宅などを建築するための要件が厳しく、敷地や建物も大きいことなどの理由から市街化区域内ほどは空き家の利活用が進んでいないのが現状なのですね。

次に、2として、本市が実施した空き家対策事業が空き家減少につながったのではないという考えについてどのように考えてみえるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市が実施しております空き家対策事業といたしましては、広報

やホームページ、固定資産税納付書にチラシを同封する等、空き家になる前からの建物所有者に対する啓発活動を実施しております。

空き家の所有者や相続をされた方等から電話や窓口で相談があった場合には、空き家に関する総合相談窓口として、空き家等に関する対策の推進に関して協定を締結しております愛知県宅地建物取引業協会を御案内し、空き家に関する相談の解決につなげております。

また、空き家等の賃貸・売買希望者のマッチングにより、空き家等の流通、利活用を促進することを目的として、令和2年1月に弥富市空き家バンクを開設しております。そして、空き家除却費の補助制度として、倒壊等のおそれがある危険な空き家の除去を促進することで生活環境を保全することを目的に、一定の要件を満たした不良住宅の除去費用に対し、最大20万円を補助する事業を国と県の補助金を活用して実施しております。

さらには、国税である譲渡所得に対する制度で、確定申告が必要とはなりますが、空き家の発生を抑制するための特例措置として、一定の要件を満たした空き家を相続された方がその空き家を譲渡した場合に係る譲渡所得に対し、3,000万円の控除が受けられる制度もございます。

このように、国や県、愛知県宅地建物取引業協会等の関係機関と協力し、様々な空き家対策を実施していくことが市内の空き家の減少につながっていくと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 国や県、愛知県住宅建物取引業協会などの関係機関と協力し、国や県の補助金を利用するなど、様々な空き家対策を実施していくことが本市内の空き家の減少にもつながっていくものだと考えてみえるのですね。

前後いたしますが、3つ目の項目として、弥富市空家等対策協議会で議題に上がった内容についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 令和7年2月10日に開催されました弥富市空家等対策協議会の議事として委員の皆様にご説明した内容といたしましては、1つ目に、空き家等の現状及び取組状況について、2つ目に、現在市内に2件ある特定空家に関する対応状況について、3つ目として、今年度実施した空き家等実態調査の調査結果について御説明をいたしました。

委員の方々からの御意見といたしましては、特定空家の解消に時間がかかっていることや、今年度4月から始まった相続登記の義務化に関する御意見等がございました。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 委員の皆様からの御意見として、特定空家の解消に時間がかかっていることや、今年度4月から始まった相続登記の義務化に関する御意見等があったということですね。

私も、先月２月に名古屋市で開催された愛知県司法書士会主催の勉強会に先輩議員の加藤克之さんと一緒に参加させていただき、相続登記の義務化の説明及び空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和５年12月13日より施行され、空き家は放置せず、生かすで、この意味は空き家を除去、活用することで住みやすいまちにつながるという講話を聞き、大変意義のあるものとなりました。

本市も今以上に住みやすいまちになることを切に願い、お忘れになっているかもしれない相続登記の御確認について、市民の皆様、いま一度御確認していただき、相続登録手続きをしていただきますようお願いいたします。

４つ目の項目として質問させていただきます。

本市の今後の空き家に関する取組についてお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 今後の空き家対策の取組といたしましては、今年度実施した空き家等実態調査の調査結果を基に空き家の所有者や管理者を特定し、空き家の適切な管理に関するチラシ等を送付することで空き家の適正管理の意識向上につなげてまいりたいと考えております。

また、本市が現在実施しております空き家対策事業を引き続き行うことで、市内の空き家数の減少につなげていきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○１番（伊藤千春君） 今年度実施した空き家等実態調査の調査結果を基に空き家の所有者や管理者を特定し空き家の適切な管理に関するチラシなどを送付することで空き家の適正管理の意識の向上につなげていきたいと本市が考えてみえることを認識することができました。

私も、昨年10月に総務建設委員会のメンバーの一人として山口県山口市に行政視察に行かせていただき、今後の空き家対策について多くを学んでまいりました。本市といたしましても、山口市のような空き家対策に関する様々な取組を参考にして、一件でも多く空き家が減少するために今後も取り組んでいただきますことをお願い申し上げます。

最初にも述べましたが、現下の計画である減少対策にもつながると考え、また先週３月７日の中日新聞にも掲載されておりましたが、現在は自治体の経営力が問われる時代であります。不動産の2025年問題が取り沙汰される昨今、自治体の経営クライシス、危機管理にも通じるものと考えております。

課題から目をそらすことなく、対応を怠れば、まちは廃れ、魅力を失います。そのようなまちには人は集まらず、当然のことながら自治体にとって主な税収となる固定資産税と住民税を確保できず、行政サービスはおのずと低下していくものと思います。そのようなことにならないよう、引き続き空き家対策に取り組んでいただきますことを切に願い、１つ目の質

問としての本市における空き家対策についての質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員の質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩いたします。再開は午後１時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後０時06分 休憩

午後１時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き、伊藤議員、お願いします。

○１番（伊藤千春君） 次に、２つ目の質問として、パートナーシップ・ファミリーシップ制度についての質問をさせていただきます。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、平成27年に東京都の渋谷区と世田谷区が導入し、その後全国的に広がりを見せ、令和元年、愛知県内で初めて西尾市が導入し、令和6年４月１日からは、愛知県ファミリーシップ宣誓制度を開始しました。

愛知県下でも令和6年10月１日現在で、54市町村のうち35市町村が県制度開始前よりも前に独自制度により実施しており、県が制度開始後に新たに５市町が県制度を導入しており、今後も制度を導入する自治体は広がっていくと思われます。

愛知県では、愛知県人権尊重の社会づくり条例に規定する性的指向及び性自認の多様性の理解の増進を図り、同条例の理念である多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりの実現に向けた取組の一助として、自治体が独自で取り組むことができる愛知県ファミリーシップ制度を導入しました。

愛知県が導入しましたファミリーシップ制度は、様々な事情により婚姻制度を利用することができない、互いを人生のパートナーとして認め合う２人及びその子をはじめとした近親者などが家族と約した関係であることを宣誓し、自治体はその宣誓を受理したことを証明する制度となります。

パートナーシップやファミリーシップ制度は、法律の婚姻とは異なり、相続や税の控除などの法的効力は生じませんが、パートナーと共に歩む２人及びその家族の人生が生活の中で尊重され、自分らしく安心して暮らしていく環境づくりの一助となるよう制度設計がなされております。

本市において、ファミリーシップ制度の導入の方向性を充実していただきたく、幾つか質問させていただきます。

１つ目の項目として、愛知県内における現状についての本市の考えをお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 議員の質問内容の中にもありましたが、愛知県は令和6年4月1日にファミリーシップ宣誓制度を導入し、県内では令和7年1月1日時点で37市町村が導入をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 令和7年1月1日時点で37市町村が導入されており、今後も導入する動きが広がっていくと考えていますね。各自治体が入るといふ動きが広がっている昨今、本市においても2つ目の項目として、愛知県がファミリーシップ制度を導入することについての、本市としてはどのように考えてみえるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 県が制度を導入することで、県内の未導入の市町村に住んでいる方も制度を利用でき、また県内の導入自治体から未導入の自治体に引っ越しをしても、県単位の制度があれば、パートナーや子供などの関係性を引き続き示すことができます。

その他、制度を導入している市町村に住んでいても、地元の役所に知り合いが働いているなどの理由で申請を避けていた方もいらっしゃるので、選択の幅を広げるものであると考えております。

また、性別を問わず、全てのカップル及びその子をはじめとした3親等内の近親者を家族として約した関係であることを宣誓し、県がその宣誓を受理したことを証明する制度であるファミリーシップ宣誓制度としたことから、多くの人たちが幸せになれる制度であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 愛知県がその宣誓を受理したことを証明する制度であるファミリーシップ宣誓を制度としたことから、できるだけ多くの人たちが幸せになれる制度であると考えてみえるのですね。一人でも多くの人たちが幸せになれることを願っております。

3つ目の項目として、本市としてはパートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入について、どのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 令和5年度の男女共同参画審議会におきまして、委員の皆様に対し、県下の導入状況と本市としても導入を検討していきたい旨を御報告させていただき、本年度の同審議会におきまして、要綱案や手引等をお示しし、導入に向けて御検討をお願いしました。

令和7年1月6日から1月31日までパブリックコメントを行い、市民からの意見募集等を行った上で、本年度第2回の審議会を2月7日に開催し、要綱案等に対して審議会としての答申をいただき、令和7年4月1日から制度導入を進めていくこととなりました。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 令和5年度の男女共同参画審議会で、委員の皆様に、本市においても導入を検討していきたい旨を報告され、幾度となく協議を重ねられ、令和7年2月の本年度第2回審議会にて、令和7年4月から導入するに至ったということですね。

それでは、4つ目の項目として、本市におけるLGBTQ（性的少数者）の方々に対する認識について、どのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 第2次弥富市男女共同参画プランを策定の際のアンケート等結果から、性的少数者の方々は、周囲の理解不足や偏見等により、社会の中で様々な困難に直面していることが分かりました。

このことから、現代社会において、性の多様性への理解を深め、誰もが尊重できる社会づくりが必要であるとの認識を持っております。令和6年12月8日には、LGBTQ+講演会「誰もが自分らしく輝ける社会へ」と題し、当事者の方々をお招きして講演会を開催いたしました。

当日は、多くの方に御参加いただき、LGBTQ+についての基礎知識について学び、理解を深めていただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 第2次弥富市男女共同参画プランを策定の際のアンケート結果に基づき、現代社会においては、性の多様性への理解を深め、誰もが尊重できる社会づくりが必要であるとの認識を持っておられるとのことですね。私もそのように認識しております。

次に、5つ目の項目として、本市としてはLGBTQを含めた人権を守ることにについてどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 現在のところ、本市におきましては、LGBTQに関する相談はほとんどございませんが、多くの人たちにLGBTQを知っていただき、理解を深めていただくことは、住みやすいまちづくりにつながると考えており、今年度、男女共同参画セミナーにおいてLGBTQ当事者のセミナーを開催させていただきました。

本市としましても、こうしたセミナー等を今後とも開催し、市民の皆様や事業者の皆様への幅広い啓発と理解に努めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 多くの人たちにLGBTQを知っていただき、理解を深めていくことが住みよいまちづくりにつながっていくと考えてみえるとのことですが、男女共同参画セミナーを開催し、市民の皆様や事業者、事業者の皆様への幅広い啓発と理解に努めていただけ

ると考えてみえるとのことですね。継続してセミナーを開催し、幅広い啓発と理解に努めていただきますようお願いいたします。

それでは、6つ目の項目として、本市と他市との連携するメリットについてどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 自治体間連携は、制度利用者が転入・転出する場合、通常は転出元の自治体へ宣誓受理証等の返還等の手続を行い、改めて必要な書類等をそろえて転入先の自治体で宣誓を行う必要があります。

自治体間連携により、連携自治体に転居する場合は、転入先の自治体への手続のみを行い、転出元への手続は不要となります。加えて、転入先の手続の一部を省略できるようになります。愛知県下では、パートナーシップ・ファミリーシップ制度、愛知県内自治体間連携連絡協議会がございますので、本市も本制度の導入に併せて協議会への加入と連携協定の締結を進めていく予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 愛知県下では、パートナーシップ・ファミリーシップ制度、愛知県内自治体間連携連絡協議会があり、本市も本制度の導入に併せて協議会への加入と連携協定の締結を進めていかれるのですね。よろしくお願いいたします。

次に、7つ目の項目として、本市がパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度を導入することでできることについて、どのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 本市が制度を導入することに伴う対応可能な行政サービスといたしましては、住民票の続柄を縁故者として記載できたり、保育所の送迎や放課後児童クラブのお迎えにパートナーが保護者として迎えに行くことができたりするほか、当事者自身、社会に認められたと前向きな気持ちの変化につながる性的少数者の社会的理解の促進につながる、市が性の多様性を認めることを意思表示することで、性的少数者が安心して生活できるまちであることをPRできるなどがあると考えております。

民間事業者のほうでは、携帯電話の家族割や生命保険の受取人を指定できるなどがありますが、まだまだ理解が進んでいないところがございますので、制度の趣旨の理解が進むよう、しっかりと啓発等を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 本市が制度を導入することにより可能な行政サービスとして、住民票の続柄を縁故者として記載することができることになり、保育所の送迎や放課後児童クラブのお迎えに行くことができたりするほか、当事者の方も社会に認められたと前向きな気持ち

の変化にもつながり、性的少数者の方々の社会的理解の促進につながるのですね。市が性の多様性を認めることを意思表示することで、性的少数者の方々が安心して生活できるまちであることをPRできると考えてみえますね。ぜひとも本市も住みやすいまちづくりにしていただくためにもお願いいたします。

次に、8つ目の項目として、近隣の導入をしているあま市を参考にするというような考えはあるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） あま市が令和7年1月1日からファミリーシップ宣誓制度を導入していることは承知しております。

本市とあま市では、制度の運用の中で、例えばオンライン申請ができる点などが異なっておりますので、制度の運用をしながら、市民の声や審議会の委員の皆様の御意見などを伺いながら、より使いやすい制度となるよう参考にしてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） あま市とは、制度の運用上、オンライン申請などが異なることから、むしろ制度の運用をしながら、市民の皆様や審議会の委員の皆様の御意見を参考にして、使いやすい制度にしていこうと考えてみえるのですね。ぜひとも実現していただきますことを要望いたします。

前後いたしますが、9つ目の項目として、弥富市男女共同参画審議会について幾つか質問させていただきます。

まず初めに、1つ目として、審議会構成メンバーはどのようなになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 審議会のメンバーは10名です。

メンバー構成は、学識経験者の方が3名、人権擁護委員1名、女性の会1名、商工会女性部1名、男女共同参画人材育成セミナー修了生2名、市民公募委員2名となっております。女性の登用率は60%となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 弥富市男女共同参画審議会構成メンバーは10名で構成され、そのうち女性の方が60%を占めておられるということですね。

それでは、2として、議題に上がった内容はどのようなものであったか、お聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 令和5年度の同審議会において、県下の現状を報告し、本市

としても男女共同参画プランの実現に向けた具体的な施策の一つとして、性的少数者についての理解促進を行うこととしており、その実現に向けて制度導入の必要性を委員の皆様にご伺ったところ、導入に向けて時代の流れに合わせて前向きに進めてほしいとの御意見をいただきました。

令和6年度の第1回の審議会では、要綱（案）と手引（案）を提案し、審議会委員に御説明し、BTQ+の確認はどのようにされるのか、当事者の講演会等に参加し、その方々の声を聞くことにより、制度の必要性や理解が深まるなどの御意見をいただきました。

第2回の審議会では、住民基本台帳の続柄の記載についてどう表記していくのか、パートナーが死亡した場合、持家や賃貸、それぞれパートナー名義であった場合、遺言書等がなければ住み続けることができないのかなどの御意見等をいただきました。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 本市の男女共同参画プランに向けた具体的な施策の一つとしての性的少数者についての理解促進を行う目標実現に向けて、制度導入の必要性を説明した上で、審議会構成メンバーの方から前向きな御検討をいただき、さらには要綱と手引を提案されたときには、制度の必要性や理解が深まるなどの構成メンバーの方々からの御意見を、前回の審議会では、住民基本台帳の続柄についてどのように表記していくのか、パートナーが死亡した場合、持家や賃貸、それぞれがパートナー名義であった場合、遺言書等がなければ住み続けることができないのかなどの意見が出されたのですね。議題に上がった内容に基づいて、より一層前進していただきますようお願いします。

それでは最後に、10番目の項目として、今後のスケジュールについてお聞きします。

1として、今後の展開はどのようなになるのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 令和7年4月1日から制度をスタートさせていただく予定ですので、行政サービスが4月1日から提供できるよう、各担当課に制度の周知等をしっかりと図ってまいります。

また、審議会委員からも民間事業者への周知啓発をしてほしいとの御要望をいただいておりますので、市広報紙やSNSなども活用しながら制度のPRを行ってまいりたいと考えております。市民、事業者の皆様へは、セミナー等を開催し、制度の啓発理解に努めてまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 令和7年4月1日制度スタート、行政サービスの提供を開始。審議会構成メンバーの皆様の要望でもありますよう、民間事業者への周知啓発をしてほしいとの御意見に基づいて、市広報紙やSNSなどを活用し、制度のPRをし、セミナーを開催するこ

とにより、市民の皆様への制度の啓発に努めていただけるのですね。ぜひともよろしくお願いいたします。

2として、取り組んでいくべき姿についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） この制度は、婚姻制度とは異なり、関係を法的に保護するものではなく、相続や税の控除など法律上の効果はありませんが、市が認めることにより、性的少数者当事者の生き方を応援し、多様な在り方や人権が尊重される社会の実現を目指してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤議員。

○1番（伊藤千春君） 制度は、婚姻制度とは異なり、関係を法的に保護するものではないがゆえに、相続や税の控除など法律の効果はないものの、市が認めることにより、性的マイノリティー当事者の方の生き方を応援し、多様な在り方や人権が尊重される実現を目指し、取り組んでいただけるのですね。

導入することにより、当事者の存在を自治体が認識することができ、啓発につながり、また病院での面会などがスムーズになることが期待できますので、令和7年4月1日、本市導入以降も引き続き継続して取り組んでいただきますことを要望します。

パートナーシップ・ファミリーシップ制度についての質問を終わらせていただきます。

これをもちまして、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩いたします。再開は午後1時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時38分 休憩

午後1時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、平居ゆかり議員。

○4番（平居ゆかり君） 4番 平居ゆかりでございます。

通告に従いまして、自治会を守ることを念頭に置き、地域コミュニティの在り方と協働について質問をさせていただきます。

令和6年6月定例会において、自治会支援について一般質問をさせていただきました。自治会の未加入世帯や役員の成り手不足の問題に対し質問をさせていただき、自治会の会員に対して興味を引くメリットを付加すべきではないかと提案しました際、行政が立ち入って指導することは、自治会の主体性や自主性を阻害し、やらされ感を感じるのではないかと懸念

されます。加えて、住民と行政の協働により、お互い対等の立場でよりよい地域づくりを行ってまいりますと御答弁いただきました。

何らかのメリットの創出を市側主体ではできないこと。できることがあれば、まずは自分の自治会でと御判断された根拠はよく分かります。ただ、令和6年9月30日、総務省の地域共生社会の在り方検討会議、地域コミュニティについての資料でもありますように、市町村と自治会等は本来対等な立場であるべきところ、実際は自治会等が行政側の下請のような立場になっており、住民は受け身で地域活動に参加させられていると感じ、双方向のコミュニケーションが必ずしも十分と言えないことや、自治会等の内部で役員中心主義というべき状況になっていることが、負担感の大きさ、担い手不足に拍車をかけていることが指摘されているというように、自治会というその名の下においては、何をするにも既にやらされ感が強い。文句は言っても自分はやりたくない、もしくは無関心という雰囲気が漂ってしまうことは当然なところでもあり、若い世代はもちろん、定年後の方も生活のために仕事を持ち、余裕の少ない日々を送っていて、これ以上自治会として新たな負担感を増やすようなことはしたくないと思うのと同時に、自治会というものの活性化は今、非常に難しい課題であると肌で感じております。

現代において、昔からのこのルールに従えというような強制的な押しつけも違いますし、逆に時代の流れだとか、多様性だからということに重きを置き過ぎることによって、地域がカオス状態になったり、散り散りになることをよしとすることも違うかと思います。

ただ、自分が住んでいるまちに対して無関心であることや他力本願になることは、実は結果的にはその地域にそして自分に戻ってくるということにもなりそれをただ知らないだけ、あるいは考えたことがないだけということが根本にあることも問題ではないかと思います。

そんな中で、前回、早川議員が御質問していただいた内容の御答弁は、市民の皆様にもしっかり受け止めていただきたいものであると思っています。

自治会の衰退で困ることはとの質問に、地域防災力の低下、情報供給の減少、地域活動の停滞、防犯活動の弱体化などが懸念されますと御答弁いただいております。

今お伝えした4つの問題は、私たち市民が困ることです。特に高齢者にとっては大惨事です。となれば、それこそ自治会問題に対して、はい、そうですよねと放っておくわけにはいきません。私は行政にはもっと介入してほしいという思いで質問をしていましたが、実は少し反省点もあります。

自治会という団体ではありませんが、それぞれの小さな単位でまちのために様々な活動がされている方や団体の方々と触れ合う機会が多くありました。私自身が市民の皆様の力をちゃんと知らないのだと思います。あるグループがごみ拾いをしていて、あるグループが子供たちのための活動をしています。そして、あるグループがお年寄りや障がい者との触れ合い

をつくります。

弥富市には、小さくとも地域のための活動がたくさん広がっていることに気づかされました。自治会という単位でなくとも、まちのために動いている方々はたくさんいて、行政としては、先日の地域づくり補助金説明会などを通し、応援していただいていることと思います。そう思うと、違った方向から自治会を守る方法として、自治会単体だけの活性化だけではないということに気づかされます。

市も現場も自治会にメリットを付加していくことが難しいのであれば、余力のあるうちに何らかの対策を取り、守っていきたいと考えます。

自治会は強制ではありません。自治会に加入しようがしまいが、御本人の問題です。もちろん、歴史的背景からすれば、自治会に加入して当然だと考える方も多く見えます。私もこの立場です。しかし、御近所付き合いが苦手だとか、人となるべく関わりたくないなど、様々な事情でどうしても入れませんという考えがあることもみんな理解し、受け入れることができるといいなと思っています。

外国の方が多くいらっしゃる地域もありますし、共働き世帯や単身高齢者世帯がさらに増加する実情もあります。大切なことは、その多様性のメリットを生かしていくことであり、決して排他的になることではありません。地域のためにやれることをやっている方々がいます。できる人ができることをやる。現に自治会はなくなると困るものなのだから、できるような形にしてやるべきだと思います。少なくともやれる人で、自治会の加入率にこだわる必要はなくとも、その持続性にはこだわってやっていくことが重要であるかと思っています。

加入促進をしないということではありません。参加できる人が話し合って、今後に残すべきものは残す、守るべきものだけは守っていくというような前向きな縮小を行うことで存続させるということです。地域住民にとって負担に感じるが増えるほど共助はもちません。ボランティアでも社会保障でも同じことが言えるはずです。個々の感覚として大変になり過ぎれば破綻していきます。そういった意味で、緩くつながる地域の中で居心地よく暮らしていけることが理想であると考えます。

例えば、玉野和志氏の著書「町内会」では、町内会はいざというとき住民同士が助け合うこと（共助）や、行政や政治に要求すること（公助）が円滑に連動できるように、日頃から緩やかなつながりを維持することにその存在意義があると伝えることはそのとおりであると思います。

加えて、私がまずここで強調しておきたいのは、例えば、ある自治会長さんから新規で加入してもらえなかったとか、途中で自治会を抜けられてしまったとお聞きすることがありますが、その件に関して責任を感じたり、不安に思うことは一切必要ないということです。

地域の危機意識はとてもありがたいことではあると思いますが、一生懸命やっていただい

ている中での心の負担になるようなことだけは避けていただきたいと考えます。では、本市が言う住民と行政の協働により、お互い対等の立場でよりよい地域づくりを行うには、お互いにどのような対策を取っていくべきかを考えると、さきの総務省の資料にあります地域コミュニティに関する研究報告書の中に上げられている3つの視点から考えることが重要になってくるかと思います。

まず1つ目は、地域活動のデジタル化を進める視点からです。

令和6年9月の一般質問においては、自治体DX分野について質問させていただきました。

では、地域DXとしては具体的に電子回覧板やオンライン会議、災害時活用というものがピックアップされますが、例えば岩倉市のように自治会専用アプリ「結ネット」が市主導で進められています。ただ、現状はまだデジタルとリアルのダブル負担となる可能性も危惧され、地域のDXについては各自治会等の自主的な判断部分が大きいかとは思いますが、令和6年3月、総務省の自治会等における地域活動のデジタル化実証事業成果報告書を確認すると、継続的にデジタル化を推進していくためには、自治会等だけでなく、伴走支援を実施する市町村も主体的に検討に加わることが重要であるとあり、各自治会単位だけではその推進がなかなか難しいかと感じますが、これについて質問します。

ある自治会ではうまくブログを活用しているともお聞きしましたが、どこかのタイミングで自治会側がデジタル回覧板を活用していきたいと相談した場合、本市としては何か推奨できる地域交流アプリがあるなど、どのような形で対応していただけるのでしょうか。地域活動のデジタル化に対する行政の考えとともにお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） デジタル回覧板機能等を有するアプリにつきましては、議員もおっしゃるように課題がございますし、導入コストや維持費等も自治会に御負担をいただく必要があることからまずは役員間でのメールやLINEなどを活用してイベントの連絡や会議の出欠席などから活用されてはどうかと提案をさせていただければと考えております。

地域活動のデジタル化につきましては、モデル地区などを設定して自治会活動継続、役員の担い手不足の解消などの観点から実験をしている自治体等もございますので、今後注視してまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 役員間では既にLINEの活用はしていると思います。

費用面の部分が大きいのであれば、自治会だけの負担でなく、広報紙、広報等の紙媒体の完全デジタル化という部分とも一緒に検討していく必要があるかもしれません。それでも、市民満足度を最大限落とすことなく進めていくには、デジタルに切替えができる、ここぞという最適な時期を見計らう必要もあるかと思うので、おっしゃるとおり、モデル地区で実験

をしている自治体を注視して検証いただきたいかと思います。

2つ目に、自治会等の活動の持続可能性を向上させる視点からです。

本市の取組としましては、自治会において行政窓口の一元化、加入促進チラシの作成や役員の負担軽減、組織や運営のスリム化を図ってもらえるような助言を行っていただいているものと理解しています。

では、具体的に、行政側は加入促進の取組として、何をどのようにどの程度行っていますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 本市といたしましては、自治会への加入促進につきまして、自治会・町内会加入促進ガイドブックや加入促進チラシを作成し、自治会等の役員の皆様に自治会活動の際に御活用いただけるよう準備をさせていただいております。

また、自治会や町内会の必要性や役割などを広く市民の皆様に理解していただくために、地域づくりと協働の講演会を開催させていただいております。自治会においても、各自治会において取り組んでいる行事や自治会として担っている役割が異なっておりますので、新規加入者から質問や御要望などがあった場合に、役員の皆様が説明できるよう取り組んでいただくことが重要であると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 今回、11月に出席させていただきました講演会は大変意義のあるものでした。お聞きしたところによると、次回は4月に開催されるということで、年度が始まる時期に開催していただけることは、新しくスタートされる区長さんや区長補助員さんはじめ、市民の皆様にとっても、より意味のある取組であると思います。ぜひ、各市民団体さんなどにも開催のPRをしていただきたいかと思います。

次に、その加入促進の取組は、ニーズに即したもののなかかどうかという点について、どう評価されるか、できるか教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 加入促進につきましては、自治会の責務の中で行っていただくことと考えておりますが、その活動の一助となっているかとの観点からいたしますと、市で作成した自治会・町内会加入促進ガイドブックを自治会等の役員の皆様に御覧いただくことで、自治会等の役割や必要性を認識していただくことができ、新規加入者からの質問等があった場合にも丁寧に受け答えができるなど、自治会と加入者との間に透明性や信頼性が醸成されると考えておりますので、自治会に対しての一助になっているものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 加入促進ガイドブックやチラシは大変ありがたいものであると理解

しております。ただ、自治会加入は行政の責任でも自治会役員さんの責務でもなく、加入しない本人の課題だけありますので、一助になっているとお考えであるのであれば、そこは協働的なお気持ちで寄り添っていただけますようお願いしたいと思います。

次に、自治会長になると、不動産会社からの問合せが何件か入ります。私が自治会長をやっていたときは、団地への引っ越しを考えている方がいて、自治会には入らないといけませんかという内容が二、三件ありました。

質問します。

本市の空き家に関する連携協定のように、宅建協会や不動産協会との自治会加入促進のための協定を、区長会等を含め検討したことはあるのでしょうか。また、それについての考えを教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 愛知県下の自治体でも、宅建協会と町内会等の加入促進に関する協定を締結し、町内会等への加入促進チラシの配布を行い、加入を促すことや、町内会等への加入促進に関する情報提供を行うなどの連携をしていることは承知をしております。

本市におきましては、住宅の販売、仲介、賃貸などを行う場合、地域性があることから、区長会等において協定締結について検討などはしておりませんが、協定締結のメリットや有効性などについて調査・研究を今後してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 地域性があるというのは、お聞きして確かにそうだと思います。その有効性は調査いただきますようお願いいたします。

次に3点目は、様々な主体間の連携を強化する際の視点からです。

地域で自分たちができることは自分たちで取り組むという仕組みをつくるには、市民の皆さんにどう当事者意識を持ってもらうかが課題になります。

自治会に加入していなくとも、何らかの団体、何らかのボランティアには関わっていたりすることがあります。防災が好きな人もいれば、イベント関係を得意としている人もいます。そこに横のつながりを幅広く持って自治会を守れるよう、他市のようにまちづくり協議会へと発展させていく必要があるように感じます。

他市の例でいえば、まず自治基本条例があって、まちづくりの参加における市民の責務や住民自治に関する市民の役割などが上げられております。まずは、まちづくり協議会の前提として、ばらばらにならないために、その骨組みあるいは土台として、他市のような自治基本条例がまず備わっている必要があると判断いたします。

確かにそれがあるからといって変わらないとか、憲法や地方自治法という上位法が保障する地方自治の本旨に反しているのではないかという問題が出たところもあり、制定を中止し

た自治体もあります。私としては、今の時代だからこそ、多様性の尊重と統一性という意味においても必要性を強く感じております。

ただ、制定する場合は、多くの住民が参加できる組織をつくり、特定の団体や住民・組織に偏らないように注意を払う必要があるところに難しさがあるかと思います。ただ、骨組みがないままふわふわ連携してしまうと、これから弥富市の財産となる多様な主体が生まれても、その連携はどこかでばらばらと崩れてしまうのではないかと危惧されます。

自治会を守るということだけでなく、例えば今盛り上がっているNPO法人ヤトミーティングのやとみっけベースのような、本市の大切な1つの主体が、地域のマッチングによって生み出す新たな主体の誕生をうまく持続可能なものにしていくという観点からも必要な条例ではないかと考えます。

質問します。

全国で見ると、現在409の自治体が制定している自治基本条例ですが、これはまちづくり基本条例なども含みますが、本市としてはその必要性についてどう考えますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 自治基本条例は、自分たちのまちのことは自分たちで考え、自分たちでつくっていく、決めたことに責任を持つという地方分権の趣旨を踏まえ、まちづくりに携わる市民、議会、行政の役割を明確にし、自治に関する仕組みや制度の基本的なルールになるものです。

本市の第2次総合計画には、今後のまちづくりにおいて、市民の参画・協働意識を生かした地域力の維持強化によって、生涯にわたって市民が活躍できるまちの実現が求められていますが、この条例の大切なポイントは、条文の案をつくる段階から市民の皆さんと共に進め、考えていくというプロセスであると考えております。行政としては、講演会などを開催し、市民自らがこういったことに対し参加していこうという機運の醸成をまずは図る必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） この条例自体、全くもって新しいものでもなく、ほかの市町村にできていて、本市にはできないことなのだろうかとも思いますが、条例の必要性を決めるのは市民だということかと思えます。

でも、ほとんどの市民はそういったことを知りません。だからこそ、条例をという音頭まで持っていくには、講演会などを参加していこうという機運の醸成をまずは図る必要があるとおっしゃるのはそのとおりかと思えますので、市もぜひそこに熱量を持ってやっていただくことをお願いしておきます。

では、まちづくり協議会についてですが、一主体である自治会が衰退傾向にあったとして

も、協働の世界がそこにあるように枠づくりをするイメージです。先日の本市が主催しました講演会で、岩崎恭典教授が説明されていた地域自治組織の立ち上げと同じ意味になるかと思いますが。その形は様々であるので、本市は本市オリジナルのものでいいはずですが、一番強調したいのは、その地域自治のシステムが縦割りのイメージから横のつながりへ持っていけるよう、まちづくり協議会の意思決定機関、実行機関を中心に持ち、周りにそれぞれの主体が取り囲む形となることです。

そこに市は横に並ぶ形でつながっているような協働のシステムです。各主体には自治会、住民、NPOやボランティア団体、商工会や企業、学校、教育関係団体、福祉関係団体、防災団体、防犯団体、美化団体、イベント団体、まちづくり団体、文化保存会、女性の会、福寿会やサロンなどが取り囲み、横の関係を取ります。市民は加入というより、自らがどこかに参加している参画というイメージが強いかと思います。

それがまさにさきの研究報告書にあるように、市町村による多様な主体に係る情報把握と見える化を前提に、明確な目的を持った活動を中心として、資金面、非資金面の支援を行うことが期待されるという部分に当たってくるかと思います。

その意味では、自治会に集約されていた住民の声を行政に要望するばかりでなく、例えば自治会から任せられる内容の各団体に任せるということが期待されます。現在の本市のまちづくり協議会としては、コミュニティ推進協議会があるかと思いますが、その姿としてはイベント団体のような状況に置かれてしまっていないでしょうか。ではなく、そこにさきに述べた各団体の実行委員が入り込む形を取り、役割分担をし、見えるという状況をつくることが重要です。また、だからこそ、そこに必要なまちづくりコーディネーターの職員以外の養成にも力を入れる必要は必然的にあるかと思います。

まとめまして質問します。

さきの岩崎教授の資料の中で、現在の役員の方々の御苦勞の程がしのばれるが、だからこそ自治会、町内会を核として小学校区単位にまちづくり協議会を立ち上げてみてはどうかとおっしゃられることについて、本市としてはどう考えますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 11月に開催いたしました岩崎先生の講演会において、まちづくり協議会とは、おおむね小学校区を単位として、地域の各組織・団体が集まり、地域の課題を協議し、自分たちで解決を図る場であると定義をされていたとっております。

本市におきましては、小学校区を基本的なエリアとしたコミュニティ推進協議会があり、交流促進事業や環境美化活動、防災訓練などを行っております。本市としても、コミュニティ推進協議会が、議員おっしゃるまちづくり協議会につながるものと考えておりますが、現在、自治会において役員の担い手不足などが地域課題となっており、新たな協議会の立ち上

げは地域へさらなる負担をお願いすることとなるため、難しいと考えております。

まずは、既存のコミュニティ推進協議会の事業等の棚卸しなどを行いながら、推進協議会の目的や活動が時代のニーズに合ったものであるかを地域の皆様で模索していただく必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○４番（平居ゆかり君） さらなる負担を望むわけではありませんので、現状のままのコミュニティ推進協議会では難しいものがあるかと思います。だからこそ、コーディネーターの必要性を考えますので、次の質問に行きたいと思います。

例えば、他市のホームページではまちづくりコーディネーター養成講座のお知らせがアップされていたりしますが、本市としては、新たなまちづくりコーディネーターの発掘や育成の方法などについては、担当課職員は現状どのような形で学んでいて、市民に対する呼びかけなど、その方法をどのように考えているのでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 新たなまちづくりコーディネーターの発掘や育成に関しましては、担当課職員が県主催の地域づくりフォーラムに参加して、基礎的な知識の習得を図っております。まちづくりに関する専門的な知識や技術を習得するために、実践的なスキルを身につけることができる研修機関へ派遣を行っている自治体もありますが、研修所が遠方であったり、研修期間が長期間であったりするため、現状では受講が難しい状況でございます。

市民に対する呼びかけにつきましては、やとみつけベースが中間支援機能を有しており、コーディネーター的な役割を担えると考えております。やとみつけベースでは、市民や市民団体等からの相談対応のほか、必要な情報を得て交流できる場として活用できる活動の継続と拡大につながる場となると考えております。

本市におきましては、地域づくり補助金活用団体等が集い、情報を共有する場として地域づくり交流会を開催しておりますが、さらなる活動の充実、新たな発見、取組の発展につなげ、市民活動の充実を図るために、他市で開催しておりますまちづくり講座のようなものを開催して、市民の郷土愛を醸成し、地域活動へ参加する意欲を持つ人材を発掘・育成していく必要があると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○４番（平居ゆかり君） 今、やとみつけベースがコーディネーター的な役割を担えると考えているということで御答弁いただきました。ただ、今まさに衰退し、問題になっている自治会を守る意味を込めたまちづくり協議会へのコーディネーターとしては、少し役割が違ってくるかなと思いますので、まずはやとみつけベースを拠点にしていただけるのであれば、先ほどおっしゃるようにまちづくり講座のようなものを積極的に開催し、新たなコーディネー

ターの発掘に力を注いでいただきたいと思います。

関連でお聞きしたいのですが、文科省の調査によると、全国のコミュニティ・スクール導入校は6割以上となっています。今、私は自治会を守ることから始まり、地域づくりやまちづくりを核に捉えていますが、小学校区単位での地域連携でいえば、学校を核としたコミュニティ・スクールをまずは重要視するという考えもあるでしょう。どちらが優先というわけではないかもしれませんが、コミュニティ・スクールの立ち上げこそ、そこからの地域協働学校活動への発展こそ、地域協働の活性化への近道と考えられるものなのかなど、本市の思いとしてはどうでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 全国的には、地域社会とのつながりや支え合いの希薄化が指摘され、地域社会の教育力の低下が懸念されています。この問題に対応するため、地域社会、学校、家庭が一体となった学校づくりを推進するコミュニティ・スクール制度がございます。

本市では、全ての学校において地域との関係が深く、連携が取れております。例えば、白鳥小学校では、白鳥子ども応援団カルボラと称し、地域からボランティアを募り、学校や児童のために学校修繕等の手伝いや音楽会などの行事を開催しています。ほかに、地域の方から稲作や野菜づくりの指導を受けている学校もあります。

また、学校評議員会や教育懇談会、スクールガードによる学校支援等、多面的な協力も行われており、開かれた学校運営が進められていますので、コミュニティ・スクールの趣旨と同等の協働体制が構築できていると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） コミュニティ・スクールの立ち上げこそというわけではないということを理解しました。

私もカルボラの地域会員ですので、学校現場が地域とのつながりを大切にしたいと御尽力されていることがよく分かります。だからこそ、まちづくり協議会が立ち上がれば、より横のつながりが広いものになる期待がありますので、少し関連でお聞きしました。

では次に、ここまで述べてきた守るべき自治会を、その理由となる視点について、さらに3つ発信しておきたいと思います。

まず1点目、健康増進の視点について。

人口減少社会は並行して高齢化が着実に進んでいく社会であることは言うまでもありません。弥富市の人口ビジョンでは、高齢化率2024年26.3%から、2045年の予測で34%と推定されています。また、日本の約47兆円ほどの国民医療費は、高齢者の医療費が約6割を占め、増加の一途をたどっています。

広井良典教授の著書「人口減少社会のデザイン」によると、例えば長野県が相対的に低い

医療費で高い健康水準を実現しているのは個人のライフスタイルや生きがい、あるいはコミュニティないし社会とのつながりが要因となっていることや山梨県の健康寿命が1位であるのも地域コミュニティにおける相互扶助の活動が盛んであるということを上げています。

そう考えると、さきに述べてきた持続的な自治会及びコミュニティの活動を考えることは、持続的な医療を考える一翼も担うことにつながっていると判断することができます。

また、厚生労働省の健康日本21（第三次）の推進のための説明資料には、1．地域の人々とつながりが強いと思う者の増加、2．社会活動を行っている者の増加、3．地域等で共食している者の増加などを社会環境の質の向上における基本的な考え方の項目として上げており、それに伴って、愛知県の第3期健康日本21あいち計画でも同じような項目を目標指標として上げているように、人々の健康増進と地域のつながりを切り離すことはできず、その目標計画には必ず地域と絡み合わせる必要性があると判断します。

質問します。

本市が2016年から2025年までの第2次弥富市健康増進計画の次期改定において盛り込んでいこうとする地域のつながりに関連する取組等の考えがあれば教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 健康増進計画を作成するに当たり、初めに市民へのアンケート調査を行い、市民の生活実態や健康に関する意識の把握をし、最近の動向を踏まえて策定してまいります。地域とのつながりに関連する取組としましては、現時点において未確定ではございますが、現在実施している健康セミナーや地域へ出向いた健康講座など、健康づくりの取組を継続し、推進していきたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 特に第2次健康増進計画でいう生活習慣病対策や心の健康においては、社会参加の増進であったり、孤立を防ぐ地域づくりという視点は重要であるはずですので、ここにしっかり盛り込んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

2点目に、防犯強化の視点について。

昨年、私の友人宅から保管してあったスノータイヤが盗まれました。先日、サロンに参加しました愛知県警の出前講座では、愛知県において刑法犯認知件数は令和4年から増加傾向にあるとのことでした。

特に自動車の部品狙い、車上狙い、自転車盗難が多いことをお聞きしました。本市の犯罪発生状況、刑法犯は令和4年260件、令和5年298件で増加しておりました。

私は、防犯という部分においては、自治会というつながり、御近所のつながりは非常に大きい役割があるものと考えております。御縁あつての御近所は、無料の共同防衛機能であると思っています。侵入者は近所付き合いがよく、連帯感のある住宅地を嫌うと言われている

す。ある防犯対策マニュアルには、向こう三軒両隣とは仲よくというように、御近所付き合いが大切なのは空き巣被害を未然に防ぐための大きな抑止力になるからですとあり、侵入犯罪者の約6割が声をかけられたから犯行を諦めたと答えていますとありました。

また、例えば弥富市は住むということに関しては最高のベッドタウンだと思っていますが、不動産系サイトでは住みたくない理由ランキングの1位は土地の低さではなく治安の悪さになっているので、ここは各地域力も大きな見せどころになります。

質問します。

自治会あってこそその防犯的な支援として防犯設備整備事業補助金がありますが、犯罪件数が増加傾向にある中、今年度、各行政区からの防犯カメラの設置需要に対し、補助金280万円の予算額は適正でありましたでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 防犯設備整備費補助金につきましては、防犯カメラを新たに設置する自治会に対する補助と、特殊詐欺対策機器購入の際に、その経費の一部を補助させていただいております。

令和6年度の防犯カメラの設置につきましては、楽荘団地をはじめ4自治体から補助申請をいただきまして、御申請をいただいた補助額を交付させていただくことができましたので、予算額は適正であったと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。

再質問をさせていただきます。

防犯カメラは、補助金が利用できる初めの導入費だけでなく、その後も各地域でランニングコストがかかるということを自治会の皆さんに理解いただいているかということを役員さんに確認を取っておりますでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 防犯カメラの設置を検討されている場合や、補助金申請の準備の際に窓口にお見えになったときに、自治会のほうで御負担いただく維持費について御説明をさせていただいております。

また、自治会等の議事録を拝見いたしますと、総会での防犯カメラの設置についての内容が記載されておりますので、地域住民へ伝わっているものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 分かりました。であれば大丈夫です。

何度も言いますが、自治会あってこそその支援ということでお聞きしました。

あわせまして、割れ窓理論の防犯の大事なポイントかと思い、空き家対策事業に関しての

質問を通告させていただきましたが、先ほど伊藤議員が詳しく質問いただきましたので、ここは飛ばさせていただきます。

次に行きます。

さきの出前講座で教えていただいた、全国防犯協会連合会の資料にある在宅時も鍵をかけるなどの防犯10個のポイントが記されている内容を参考にさせていただきたいという点と、愛知県警のアイチポリスというアプリのPRをしていただきたいという意味で言いますが、本市のホームページにあります防犯に関する予備知識のページ等を一度見直していただきたいと思います。

アイチポリスは、通勤・通学に安心な痴漢撃退機能や子育てや防災に備えておきたい防犯ブザー機能やイマココ機能、そしてゲーム感覚でできるパトロール機能があり、若い世代を中心に周知いただきたく思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） ホームページへの掲載情報につきましては、他市などを参考にさせていただき、より見やすく分かりやすいものになるよう研究をしております。また、犯罪情報等につきましては、いち早く市民の皆様へ届くよう弥富市安全・防災メールにて発信しておりますが、防犯等に関する有益な情報もこのメールで発信していければとも考えておりますので、一人でも多くの市民に登録していただけるよう啓発等を行ってまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 弥富市の安全・防災メールのさらなる啓発ということであれば、それはそれで大切ですので理解いたします。防犯のページは分かりやすいものへ見直していただけるということで、研究をよろしくお願いします。

私が言いたいのは、今まさにこうやって私が依頼することも全て、地域から地域のためになることを学んできたことです。地域のつながりがあるからこそ、私はこの場で代弁し、発信することができます。そしてまた、行政から地域へと防犯の強化を市民の皆さんに返していただくことができます。これも自治会をはじめとする地域のつながりを守るべき理由の一つとしてお聞きしました。

3つ目に、社会資本の危機に対する住民の補完的活躍について。

私たちの社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化するという自治体を先日、他県で目の当たりにする事故がありました。

道路橋、上下水道などは、建設後50年以上経過する割合が必然的にどんどん高くなります。平野議員からもありましたが、国土交通省によると、道路陥没は年間約1万件発生しており、もはや有事ではなく平時となっています。

下水道については国有化も考えられるべきではないかと思うところではありますが、末端

の自治体には緊急的に維持管理や更新が求められていても、膨大な費用や人手不足などの問題で進みにくいこともあるかと思います。

そんな中で、完全でも完璧でもないことは分かっていますが、微力であってもかゆいところに手が届く補完的な立場で活躍できるのは地元住民ではないでしょうか。自分の周囲の環境に対してベテランであるのは職員ではなく、現場の地元住民です。

例えば、あそこの道路の水たまりがひどくなってきたような気がするから直してほしいというような要望を取りまとめた自治会から、土木課へ連絡が行きます。そういった日常の違和感や、何かおかしくなってきたてはいないかという変化への気づきなど、地元にしかなないことがあるはずであり、それが地元だけで処理できるのか相談したり、できなければ行政が対応したりする連携で事故を未然に防ぐというような、本当に必要である対応ができているということを考えれば、その中心となる自治会のつながりを簡単に壊していいわけがないですし、自治会のシステムが全部古いと否定することは絶対に違うと思います。

だからこそ、衰退する自治会を、コーディネーターの育成であったり、自治基本条例であったり、まちづくり協議会で外側から守りたいと考えていることを、まずここで発信させていただき、市民の皆様にはどんな形でもいいので、自分が住んでいる大切なまちなのだから、自分たちのまちは自分たちで守るものと思ってほしいと私自身は考えています。

岩崎教授が自治体はセーフティーネットを維持するから、住民も小さな公を持ち寄ってほしい。これが協働の推進とコミュニティづくりの含意であるとおっしゃったことは、それこそ行政が市民に伝えるべき双方のための重要なメッセージであるのではないのでしょうか。

最後に質問します。

社会資本の老朽化への危機という視点からは、地域との協働を本市がどのように捉えているか、市長のお考えをお聞かせいただきたいのでお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平井議員からは、地域コミュニティの在り方と協働について、議員自身がしっかりと地域の御意見を聞いてということで、地域の代弁者として今日質問していただいたところでございます。

社会資本の老朽化は、我が国全体において深刻な問題となっており、老朽化したインフラは、住民の安全や生活の質に直接的な影響を及ぼすため、早急な対応が求められています。

本市においても、この問題を真摯に受け止め、地域との協働を通じて解決に向けた取組を進めております。

本市では、地域の声を直接聞くことで、どのインフラが特に危険であるか、またどのような改善が求められているかを、区長・区長補助員の皆様が中心となり取りまとめていただき、行政と地域とのパイプ役として御尽力をいただいております。

市役所職員だけでは目が行き届かない部分も多くあり、住民の皆様の御協力により対応ができることが幾つかあると考えます。

例えば、道路の路面状況や公園遊具の破損など、ふだんから利用していただいている市民の方から、いつでも御連絡がLINEから送信できるまちれぽの仕組みがございます。また、地域の市民団体等の皆様との協働につきましては、地域づくり補助金要綱を見直し、地域が抱える課題の解決や、行政が提案したテーマに対して、市民団体の皆さんが事業や活動を企画し、協働で解決につなげる事業等に対して支援させていただくものに見直しをさせていただき、地域との協働で対応していくことで、市民の皆様の地域への誇りと愛着、シビックプライドの醸成、市民との協働の機運や機会の拡大につなげてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 平居議員。

○4番（平居ゆかり君） 冒頭にお伝えしておりました自治会の衰退で困ることの中に、地域防災力の低下がありました。

地震はまさにそうですが、災害は地震だけではありません。社会資本の老朽化においても、今後たくさんの危険が取り巻く環境が身近になることも、そして1人では何もできないことも、誰もが分かっていることと思います。

今、市長にもお答えいただきましたとおり、全ての市民のために、行政にも地域のつながりが必要ですし、地域住民にとっても自治会のつながりが必要です。それを守りながら横の関係を広げ、いい地域づくり、いいまちづくりができるシステムを構築していけるよう、私自身も継続して働きかけていきたいと思いますので、本市の皆様にも、できる限り自治会で緩くつながっていようとする気持ちだけでも持ち続けていただきたいと、この場で呼びかけさせていただきまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後2時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時28分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本日3月11日は、東日本大震災の発生から14年に当たります。ここで震災により犠牲となられた方々に対して哀悼の意を表するとともに、心から御冥福をお祈りするために、1分間の黙祷をささげます。

皆様、御起立お願いいたします。

黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（堀岡敏喜君） 黙祷を終わります。御着席ください。

それでは、一般質問を再開します。

次に、小久保照枝議員をお願いします。

○9番（小久保照枝君） 私のほうからも東日本大震災から14年、お亡くなりになりました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

改めまして、9番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、子育て支援についての観点から3項目の質問をさせていただきます。

まず1点目は、リトルベビーハンドブックについて質問させていただきます。

皆様、リトルベビーハンドブックという言葉は御存じでしょうか。現在使われている母子手帳では、低出生体重児の発育記録が1,000グラム以上からでないと記録を記載できない様式となっています。このことから、低体重児を育てたママからは、成長曲線が描けないのが不便ではなく、体重はどこまでいっても標準には乗らず、ずっと痩せ過ぎだったので、書くのも見るのもしんどかったです。また、できるようになった欄では、いいえが目立っていました。精神的にしんどく、1,000グラム未満の低出生体重児のお母さんが自分を責めたり悲しまれていることを知り、他市町村ではそうしたお母さん方が寄り添って対応を図るため、リトルベビーハンドブックが独自に作成され利用されております。

そこでお伺いいたします。本市において、低出生体重児の現状をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 低出生体重児の出生数は、令和2年度は21人、令和3年度は16人、令和4年度は30人、令和5年度は24人、令和6年度は令和7年2月末現在19人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 5年間で合計で110人も見えることに驚きましたが、低出生体重児の親の気持ちに目を向けてみます。母親はおなかの中で赤ちゃんが動くのを感じた頃から、自分の赤ちゃんのイメージを膨らませ、わくわくするような期待をお持ちだと思います。ところが、10か月まで待たず、心の整理ができないまま出産。赤ちゃんを初めて見たときに、イメージとは全く違う痛々しいチューブがたくさんついた小さな我が子の姿に、深い自責の念にかられてしまうのではないのでしょうか。

出産後には赤ちゃんを残して退院するつらさを伴うだけでなく、元気な赤ちゃんを産んだ友達には言いづらい、家族にも心配をかけてしまい申し訳ないといった落ち込んだ状態が

続きます。人生のどん底だったという声も多く聞きます。

私も、子供が低出生体重児ではないものの、障がいを持って生まれた我が子を授かったとき、同じような気持ちになったことがあります。そうしたつらさに拍車をかけるのが、既存の母子健康手帳が使いにくいことです。

書画カメラをお願いします。

一般的な母子健康手帳の場合、赤ちゃんの体重が1,000グラム以上からしか記録ができないため、低出生体重児のママたちは書きたくても書けずに不安を感じて落ち込むケースも少なくありません。こうした実態を踏まえて、リトルベビーハンドブックは、低出生体重児を出産した母親たちが考案し誕生しました。

愛知県でも、リトルベビーハンドブックが作成されておりますが、市の見識と見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和3年4月から、愛知リトルベビーハンドブックが1,500グラム未満で生まれた極低出生体重児に出生した病院や市町村等で配付されていることは認識しております。

リトルベビーハンドブックは、入院中に病院で渡されることが多く、市町村で渡すことはほとんどございません。本市では、未熟児養育医療の給付申請の手续や、赤ちゃん訪問の際に対象となる方にリトルベビーハンドブックの所有の確認をしております。愛知県から毎年配付状況等の調査がございますが、令和3年4月の開始から現在まで、本市からリトルベビーハンドブックをお渡しした実績はございません。

また、令和7年4月の母子健康手帳交付から、成長曲線の体重の最小値が1,000グラムからゼログラムの表記に変更予定となっております。例えば、800グラムで生まれた超低出生体重児の出生時からの記録ができなかった部分の記入が可能となります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 令和7年4月から、母子手帳の中の成長曲線がゼログラムの表記に変更されるとのことですが、母子手帳の月齢ごとに記入していく成長の記録という質問の欄では、赤ちゃんの発達について、はいかいいえで答える形式です。そういったところにも配慮があるのでしょうか。

リトルベビーハンドブックは、赤ちゃんの細かい発達のステップを記載できるようになっています。NICU新生児集中治療室での記録欄や退院後の見通し、相談窓口の情報も載っています。また、先輩ママから体験やメッセージに1人じゃないよと伝えられています。リトルベビーハンドブックは、ほかの赤ちゃんと比べることなく、ゆっくりでも確実に成長していく我が子の記録を残していくことができる励ましの母子手帳だと思います。

また、外国の方の出産も増えてきていると伺いました。外国語版母子手帳やリトルベビーハンドブックも必要だと思いますので、県にお願いしていただきたいと要望いたします。

書画カメラをお願いします。

次に、本市のホームページで未熟児養育医療給付が掲載されています。

養育医療とは、1歳未満で身体の発育が未熟のまま生まれ、養育指定医療機関の医師が入院治療を必要と認めた乳児に対して、その医療に必要な医療費を市が負担する制度です。この申請手続は、入院中のお子さんに対しての給付となることから、必ず入院中に健康推進課へ申請してくださいと書かれてあります。7項目の申請書類の多さに驚くとともに、小さな子供の入院中に書類をそろえ作成するのは大きな負担ではないかと思いました。

そこでお伺いいたします。

未熟児養育医療の給付申請手続をされた方が何人見えるのかをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 未熟児養育医療給付の申請をされた方は、令和2年度は6件、令和3年度は6件、令和4年度は13件、令和5年度は4件で、令和6年度は令和7年2月末現在12件でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 5年間で低出生体重児で出産されたお子さんが、先ほど110人とお伺いしました。医療給付申請をされた方は41人で、約3分の2の方が利用されなかったと見受けられます。申請手続の簡素化と利用したい方が利用できるよう、リトルベビーハンドブックを渡すときに周知できるよう対応ができないかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 未熟児養育医療給付の申請でございますが、以前は申請者が病院で一旦自己負担分を支払い、子ども医療助成の適用により保険年金課で申請していただき、自己負担分を還付しておりましたが、令和2年度からは健康推進課と保険年金課の双方で事務処理を行い、申請者が一旦自己負担分を支払うことのないよう、手続の簡素化を行いました。

未熟児養育医療給付には制度上申請が必要となりますので、御理解いただきたいと思います。また、未熟児養育医療の給付申請の手続の際に、リトルベビーハンドブックの所有の確認につきましては、引き続き継続してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 公費負担医療（未熟児養育医療）のデジタル化について、令和6年11月20日、こども家庭庁育成局母子健康課から資料が出ておりました。マイナンバーカードを利用した医療費助成の効率化が書かれています。デジタル化が進むよう、本市におきまし

ても今後取り組んでいただきたいと思います。

また、低体重児とその家族への支援については、ハンドブックの充実以外にもサポートの輪を広げていただき、小さな紙おむつ代や母乳冷凍パック代、産後ケアをサポートできる体制の整備なども取り組んでいただきたいと要望いたします。

次に、２点目の項目として、安心して搾乳できる環境をと質問させていただきます。

リトルベビーのママたちが入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために、自分で定期的に母乳を搾る搾乳を行いたいが、公共施設などにある授乳室を１人では使いづらいという声が寄せられました。また、産後に職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳できる場所の確保や周囲の理解などが課題となっている状態であります。

搾乳は、搾らないと胸が硬く張って痛くなり、乳腺炎になるとインフルエンザのような高熱や悪寒、倦怠感が起こります。また、搾らないと母乳育児を継続したくても母乳が出なくなってしまいます。女性が出産後、安心して職場復帰し、健康に働き続けるために、雇用者側が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、職場に安心して搾乳ができる清潔な場所を用意するなどの環境を整えることが重要です。

そこで、出産した子育てへの支援の充実として、授乳室でも搾乳しやすい工夫や職場における搾乳室など、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと思いますが、御見解をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 市役所や子育て支援センターでの授乳室は、搾乳の使用も可能となっております。公共施設だけでなく、他の施設でも気兼ねなく授乳室を搾乳でも利用していただけるよう、環境整備や周知することはとてもいいことだと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○９番（小久保照枝君） 書画カメラをお願いします。

昨年、神奈川県では、授乳室だけではなく搾乳にも利用できる旨の表示を行ってきましたが、より分かりやすいシンボルマークなども作成したいと考え、併せて市町村や商業施設に対しても表示いただくよう呼びかけられています。神奈川県独自のシンボルマークは、趣旨に沿った目的であれば、県外の自治体や事業者も含めて、どなたでも自由に御使用いただけますと記載されており、多くの市町村で活用されております。

本市においても、このような搾乳マークを取り入れられないか伺いたいします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 愛知県では、授乳室を搾乳でも利用できる旨の表示が作成されております。本市におきましても、その表示を活用するなど、公共施設等

の授乳室に搾乳の利用も可能である旨の表示をしていきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

どなたが見ても搾乳室が分かるマークを表示していただきたいと思います。

今、外国の方とかもいらっしゃるということで、マークであれば分かりやすいのではないかと思います。

また、低出生体重児の赤ちゃんが入院中、お母さんが搾乳のため1人で気兼ねなく授乳室を利用できる環境整備や、産後間もなく職場に復帰するお母さんも増える中、安心して搾乳のできる環境整備を目指していただけるよう、周知啓発を重ねてお願いいたします。

次に、3点目の項目として、コドモモアプリについてお伺いいたします。

総務省の令和5年通信利用動向調査によると、世帯における主な情報通信機器の保有状況で、スマートフォンの世帯保有率が90.6%に達しました。スマートフォンの普及によりSNSの利用者が増え、近年では撮影した写真や動画をSNS等のアプリを通じてインターネット上でシェアをすることが定着しております。

スマートフォン保有率の高さは、子供社会にとっても例外ではなく、こども家庭庁、令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査によりますと、令和5年度の青少年インターネット利用率は98.7%でした。子供が自分専用のスマートフォンを利用している割合は、小学校10歳以上が98.2%、中学生が98.6%、高校生が99.6%と、年齢とともに利用率が高くなっております。インターネットを利用する機器は、スマートフォンが74.3%、学校から配付、指定されたパソコンやタブレット等（GIGA端末）が69.7%、ゲーム機が65.9%、自宅のパソコンやタブレット等が46.1%です。

また、青少年のインターネット利用時間は、平均1日当たり約4時間57分です。学校種別の利用時間は、10歳以上の小学生が約3時間46分、中学生が4時間42分、高校生が約6時間14分です。

このように、子供にとって身近なスマートフォンでの写真・動画とSNS投稿は、個人的な情報を公開する行為であることから、保護者も子供と一緒に様々な危険性があることを理解する必要があります。インターネット上での自撮り写真・動画の共有に潜む危険は、子供自身が被害者になることも、加害者になることも想定されます。近年では、学校配付の学習用タブレット端末による自撮りや盗撮による問題も全国的に見受けられます。

そこでお伺いいたします。

本市において、学校配付の学習用タブレット端末で自撮りや盗撮による問題の事例はありますか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市が児童・生徒に対して配付しておりますタブレット端末は、特定のコンテンツやウェブサイトのアクセスを制限するようにフィルタリングをかけており、自撮りや盗撮での問題事例はございません。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○９番（小久保照枝君） 安心いたしました。

愛知県警によりますと、SNSなどを通して、子供たちに裸や下着姿などを自撮りさせる手口が全国的に広がり、愛知県内では令和４年度に中・高生などを中心に36人の被害が確認されているということです。こうした子供による性的な自撮りに関する被害が増える中、愛知県警が被害者を防止する策について、企業家を育成するプロジェクト団体に相談をされました。参画されていた藤田医科大学が名のりを上げ、産官学（企業・行政・教育機関）の連携の下、AI・人工知能を利用して被害を防止するアプリが開発されました。このアプリは子供を守るという意味からコドマモと名づけられています。

そこでお伺いいたします。コドマモの認識をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） コドマモは、児童・生徒がタブレット端末やスマートフォンを利用する際のサポートツールとして非常に有用であり、児童・生徒自身が自分の安全を守るための意識を高める手助けとなるアプリであると認識しております。

令和５年度に、弥富北中学校で蟹江警察署により開催しました安心安全フェスタ蟹江の際に紹介をいただいたこともございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○９番（小久保照枝君） 書画カメラをお願いします。

令和４年の愛知県内での児童ポルノ事犯などの被害者の４割は中学生だったことから、令和５年７月、全国で最も平均年齢の若い長久手市の中学生を対象に、コドマモ無料アプリを使い実証実験が行われました。

コドマモアプリに期待される効果としては、犯罪を減らす抑止力になること、親子の対話を促進する仕組みとなること、子供が加害者になることを予防すること、また学校配付の学習用タブレット端末にインストールすることで、学校内外での性的な自撮りや盗撮を防ぐことができることだそうです。子供たちが心豊かに健やかに育つためにも犯罪に巻き込まれる危険性を遠ざけトラブルを未然に防ぐ手だてを講じることは重要なことであると考えます。

そこで質問いたします。

本市においても、愛知県警が開発したアプリ、コドマモの周知啓発を行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市校長協議会において、愛知県警の作成したコドモアプリのチラシを紹介し、各校において周知してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 子供を被害者にも加害者にもさせないために、学校配付の学習用タブレット端末にコドモアプリをインストールしてはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 学校配付のタブレット端末のOSはWindowsです。コドモアプリはWindowsに対応していないため利用できませんが、個人所有のスマホ等には有効であると考えますので、PTAと連携し、連絡アプリでチラシを配布し、周知、活用を促してまいりますと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 最後に、市長総括をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 近年、タブレット端末やスマートフォンの普及に伴い、児童・生徒に対する犯罪や加害者となる事案が増加していることは非常に憂慮すべきことであります。

特に、インターネットを介したいじめや個人情報の流出、さらには不適切なコンテンツへのアクセス、最近では小さい子供さん、低学年の子供さんがゲームへの課金というような、100万とか、そういう大きなお金が知らない間で、本当に数週間の短い間に課金をされてしまっているというような、親がびっくりするような情報もあるわけですが、そのような様々なリスクが存在しているところでございます。

本市といたしましては、これらの問題に対処するために、情報モラル教育を強化することが重要と考え、学校と警察が連携し、児童・生徒が安全にインターネットを利用できるよう、正しい知識や判断力を身につけさせるための教育を行っております。今後も児童・生徒が安全にデジタル環境を利用できるよう、教育機関や地域社会と連携し、対策を講じてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） よろしくお伺いいたします。

それでは、2つ目の医療費助成についての観点から、2項目質問させていただきます。

まず1点目は、がん患者外見ケア（エピテーゼ）補助についてお伺いいたします。

愛知県では、がん患者に向けて実施する医療用ウィッグや乳房補整具購入費の一部を補助する事業を拡充し、治療により失われた顔の一部を再現するエピテーゼの検討をしていくことが新聞に掲載されていました。

本市においても、令和2年12月の定例会で乳がんの早期発見とがん検診の取組を質問させていただき、乳がんを自己検診するためのセルフチェックシートの配付や、抗がん剤の副作用による頭髮の脱毛に悩まされている方への医療用ウィッグや乳房補整具の一部を補助する事業が行われております。

まず初めに、令和4年から医療用ウィッグと乳房補整具の利用件数をお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） 本市では、医療用ウィッグと乳房補整具の補助を令和4年7月から開始しました。利用件数につきましては、令和4年度は医療用ウィッグ8件、令和5年度は医療用ウィッグ12件、乳房補整具8件の計20件、令和6年度は令和7年2月末現在、医療用ウィッグ18件、乳房補整具3件の計21件でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 令和4年から令和7年2月現在まで、医療用ウィッグが38件、乳房補整具が11件と利用していただいているとのことでした。

私の知人からも、補助が出てありがたい、おしゃれなウィッグで気分も晴れると話してくださっています。

それでは、愛知県が検討されている治療により失われた顔の一部を再現するというエピテーゼとはどのようなものか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） エピテーゼとは、がんやけがなどの治療において、欠損した体の一部を補う人工的な装具です。例えば、乳がん治療により切除された乳房などが含まれます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 費用負担はどれぐらいかかるか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） 部位や欠損範囲により異なりますが、数万円から数十万円と高額になるものもあるということです。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 私も調べたところ、がん治療の副作用で眼球や頬、鼻、耳などを欠損した際、医療用具として身体に取り付ける人工物のことをエピテーゼといい、人体の部位欠損により心理的コンプレックスを抱いている方への精神的負担を緩和する目的などで使用されていると書かれてありました。

人から最も見られる顔の欠損への支援、またがんに罹患した患者が前向きに治療に向かい、安心して社会生活を送るためにも、本市においてもエピテーゼの補助拡充を御検討できない

かお伺いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） 令和6年12月の愛知県議会福祉医療委員会において、エプитеーゼの補助について質問があり県は医療用ウィッグと乳房補整具に加えてエプитеーゼの補助拡充に向けて検討してまいりたいという回答でしたので県の動向に注視してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 次に、2点目として、带状疱疹ワクチンの定期接種化についてお伺いたします。

带状疱疹の主な症状は、赤い湿疹や水膨れ、神経痛などが現れる皮膚疾患です。長引くと後遺症が残る場合もあります。特徴は、50歳以上の罹患率が高く、70代がピークで、80歳までには約3人に1人が発症のおそれがあると言われています。発症の原因は、過去に感染した水ぼうそうのウイルスが治癒後も体内に潜伏しており、大人になって免疫力が低下したときにウイルスが再活性化し、発症します。私も令和4年6月定例会の一般質問で、市民の健康を守る啓発と周知と題し、带状疱疹の費用助成の考えはと質問させていただきました。

本市では、令和5年度より50歳以上の方の带状疱疹予防接種費用の一部補助する事業が始まりました。助成額は5,000円を上限とし、予防接種費用が助成額に満たない場合は予防接種費用が助成額となり、また带状疱疹ワクチンの種類に関係なく助成は生涯1回ですと周知されています。

厚生労働省の資料を参考にし、現在使用中のワクチンは生ワクチンと不活化ワクチンの2種類あります。接種方法は皮下注射で、費用が約1万円、不活化ワクチンは接種回数2回で、持続期間が10年以上、接種方法は筋肉注射で、費用が2回分で約4万円です。

そこで質問いたします。

令和5年からの带状疱疹ワクチン接種助成の利用人数をお伺いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 本市では、带状疱疹ワクチンの一部助成を令和5年度から開始いたしました。利用者数は、令和5年度は303人、令和6年度は令和7年2月末現在110人で、合計413人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 多くの方が利用していることが分かりました。

国が、各市町村の総接種費の3割程度を地方交付税の手当で、带状疱疹ワクチンが4月から定期接種化され、接種費用の一部が公費助成されることが決まりました。

そこでお伺いたします。

令和7年度からの定期接種の内容と対象者をお伺いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和7年度から始まります定期接種の対象者は、国の示す65歳以上の5歳刻みの年齢の方と、60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい有する方が対象となります。ワクチンの種類により自己負担額が異なる予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 65歳以上の5歳刻みが対象ということですが、通知が届くのでしょうか。また、令和5年度から带状疱疹ワクチンを受けられた方は、今後定期接種はどのようなのか、再質問でお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 带状疱疹ワクチン定期接種の対象年齢を迎える方には、毎年個別で御案内しますが、令和5年度、令和6年度に市の带状疱疹予防接種費用助成を受けて接種された方には過剰接種のリスクが考えられますので、御案内は送付いたしません。

国の説明資料によりますと、過去に带状疱疹ワクチンを接種したことのある方が定期接種の対象年齢となった際は、基本的には接種したことがある方は対象とならないとしておりますが、当該予防接種を行う必要があると医療機関において医師に判断された場合は対象となり得ます。5年間の経過措置の間に接種対象を迎え、接種を希望される方は、医療機関または保健センターに御相談いただければと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） ありがとうございます。

定期接種の対象者には案内がある。令和5年から6年、接種された方においては混乱するので案内はしない。また、定期接種補助に対しては、接種された方は本来対象にはならないが、今回は対象となり得るということで、当該予防接種を行う必要があると医療機関において医師に判断された場合は対象となり得るということで、5年間の経過措置の間に接種対象を迎え、接種を希望される方は、医療機関または保健センターに相談してくださいということでございました。

次に、令和7年度から始まります定期接種の自己負担は幾らになるか、分かる範囲でお聞かせください。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在、海部地区保健医療部会で調整中ですが、自己負担額は、生ワクチンが3,000円程度、不活化ワクチンが7,000円程度となる予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 今後は、定期接種が行われることにより、従来より自己負担が軽減されるということでありました。

带状疱疹ワクチンは、費用が高額で自己負担額が大きいため、費用助成を求める市民の声はとて多いです。また、50代、会社の中核の立場から、無理やストレスで若くして罹患されている方も私の周りではたくさんお見えになります。

そこで質問いたします。

50歳から64歳の方も、市の助成を継続してできないかお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 国内の带状疱疹の調査において、带状疱疹の罹患者数は50歳代から増加し、70歳代がピークとなっております。発症率は年齢とともに増加する傾向にあり、特に50歳から60歳代と比較して70歳代以降で増加するとあります。令和7年度からは定期接種となり、国の示す65歳以上の5歳刻み年齢の方が対象となり、5年をかけて65歳以上全ての方の接種機会となっております。国の指針により実施してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） 定期接種は65歳からの5歳刻みで、接種時期を間違わないように進めていくことは大切なことだと思います。

今まで50歳以上の方に带状疱疹ワクチンの補助をしていただきました。今後なくすのではなく、定期接種時期を間違わないために、例えば50歳、55歳、60歳の5歳刻みの方に接種補助と同様の接種ができないでしょうか。50歳からも带状疱疹ワクチンの接種が安心してできるよう、またシニアライフが元気に過ごしていただけるよう、本市においても十分な取組をお願いいたします。

最後に、市長総括をお願いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 带状疱疹は、水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って痛みを伴う水疱が現れる皮膚の病気です。神経に沿ってということですので、頭とか目の近くにできますと大変重篤な症状が現れるものですから、お気をつけいただきたいと思います。次第でございますし、またどこにできても針が刺すように痛いとかよく言われますものですから、そのような水疱が現れましたら、すぐに病院を受診していただければと思う次第でございます。

また、合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障を来すこともあります。带状疱疹ワクチンは2種類あり、それぞれが特徴があります。5年

間の経過措置により、65歳以上全ての方が接種機会となります。対象者の方には、4月中旬頃、個別に郵送で御案内させていただきます。効果と安全性、副反応など御理解をいただきまして、接種していただきますようお願いをいたします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 小久保議員。

○9番（小久保照枝君） きめ細やかな子育て支援、また医療助成を細やかに御支援いただけるよう要望し、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後3時35分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時27分 休憩

午後3時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで渡邊教育部長より発言を求められておりますので、これを許可します。

渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 失礼いたします。

先ほど小久保議員の答弁の中で、コドマモの答弁のところでございます。

1番の設問の回答中、私が児童・生徒に対しタブレットを配付しておりますと回答しましたが、貸与しているというふうに訂正させていただきます。失礼いたします。

○議長（堀岡敏喜君） 一般質問を再開します。

次に、板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典。

通告に従い一般質問いたします。

1つは広島研修に関して、もう一つは非核平和のまち弥富市と題して質問してまいります。

1つ目、平和教育推進事業、分かりやすいといいますと、中学2年生全員が行く被爆地広島研修ですが、公立の中学2年生全員で行くという形が他市町や他県の学校と比べてもほぼなく、貴重な平和教育となっています。

早速質問してまいります。

中学2年生全員が行く被爆地広島研修の意義を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 広島研修を通じて生徒たちは実際に被爆地を訪れ、語り部の方々から直接お話を伺うことで、単なる知識としてではなく、感情として心に刻まれるため、平和と命の尊さを意識するきっかけとなります。

また、広島研修は、生徒たちに自分たちが平和を守る責任があるという意識を育む機会で

もあります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 被爆地広島への研修に関して、予算をしっかりとつけていただきたいという観点から質問してまいります。

過去の平和教育推進事業の細かい内訳、金額に関して、学校教育課に聞く中で、平成26年度まで分かるということでしたので、過去の基準を平成26年度として、しばらく数字や金額を聞いてまいります。

令和6年度の引率者も含めた参加人数と、平成26年度の同じく引率者も含めた参加人数を伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 広島研修の参加人数は、令和6年度は420人、平成26年度は446人でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 決算書を見ると、広島平和研修でかかった総額費用は、令和6年度は1,682万8,000円、平成26年度は1,688万209円です。今聞きました人数で割りますと、1人当たりかかった費用は、令和6年は4万67円、平成26年は3万8,520円となります。大ざっぱではありますが、1人当たり使った費用は、平成26年度と比較すると令和6年度は5.9%の上昇率です。

続けます。

宿泊費用に関して聞いてまいります。

広島研修が始まった当初からの宿泊施設である国立江田島青少年交流の家に関してです。

青少年に対して教育的観点から運営されている社会教育施設で、施設使用料が手頃な料金で、青少年の集団宿泊に適した施設と聞いております。

宿泊施設の国立江田島青少年交流の家ですが、施設使用料や食事など一番最近の令和6年度、生徒1人当たりが江田島で使った費用、そして平成26年度の費用は幾らでしたか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 国立江田島青少年交流の家で、宿泊と食事に係る生徒1人当たり経費としては、令和6年度は1,940円で、平成26年度は1,250円でした。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 上昇しています。計算しますと、上昇率55.2%です。

続けます。

広島平和研修でかかっている費用のうちのJR、バス、フェリーなどの交通費用代金を、

最近の令和6年度と、そして平成26年度の1人当たりの金額を伺います。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 広島研修でかかる交通費用代金としましては、1人当たり令和6年度は3万1,363円、平成26年度は2万6,973円でした。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 最初のほうに質問し、計算した1人当たりの総費用から計算してみます。総費用のうち交通費が占める割合が平成27年度は71.3%でしたが、令和6年度は78.3%、1人当たりの費用で、交通費が占める割合が大きく上昇しています。また、交通費の上昇率も平成26年度と比べると、令和6年度は16.3%の上昇率。ガソリン代金や新幹線代金、バスの運転手の賃金など上がっているの、これは仕方ありません。しかし、江田島での施設使用料金の増率、交通費の増率などが予算の増率より高い状態です。この平和教育推進事業費の予算をもっと上げないと、できていたことができなくなっていくのではないかと気にかかっております。

費用の約78%を占めるのが交通費で、それが平成26年度と比べると、令和6年度は16.3%の上昇率ですから、私独自の計算ですが、令和6年度の予算は1,960万円ほど必要と考えます。令和7年度の平和教育推進事業費の予算金額を答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和7年度の平和事業推進費につきましては、1,682万円の予算を計上しております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 足りておりません。

世の中の物価上昇に合わせて予算を増やしていかないので、結果的に現場が何かを削って予算に合わせていると私は想像しています。

続けます。

名古屋市名東区にある民間の施設、戦争と平和の資料館ピースあいちですが、過去、広島研修の事前学習で中学2年生が利用し学んできましたが、令和6年度広島研修の事前学習でこのピースあいちを利用しましたか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和6年度は1校がピースあいちを利用した事前学習を行いました。各学校では、広島研修の事前学習として、平和についての資料を視聴する授業や、生徒自身で調べ、考え、まとめる学習を行っております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 3校のうちの2校は利用しなかったということですが、各中学校の判

断だと思いますが、予算を考えたという側面、あるんじゃないでしょうか。

続けます。

広島県呉市にある大和ミュージアムに見学に行っている年度もありましたが、行かなくなった理由を答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 大和ミュージアム等、平和記念公園以外の見学地の選定は、学校・学年裁量としております。

大和ミュージアムに行かなくなった理由としては、移動時間の問題と聞いております。広島研修では、平和教育としての広島平和記念公園での学習の時間を十分に確保するために、移動時間に時間を費やす大和ミュージアムの見学は困難であるとして行いませんでした。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 承知しました。

続けます。

広島研修に参加した生徒の感想などが編集された広島研修まとめですが、これです。先日いただきました。読ませてもらっております。ありがとうございました。

多感な中学生が核兵器の恐ろしさや平和の尊さを学んで感想を文章にしています。生徒が広島研修を終えて感想を記録し、まとめているわけですが、この広島研修まとめは、大人が中学生の感想を読んでもう一度学ぶ大きな機会にもなっていると考えます。

広島研修に参加した生徒の感想などが編集された広島研修をまとめは、参加した引率者全員に配付していますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 広島研修のまとめにつきましては、参加した引率者全員に冊子としては配付しておりませんが、生徒が作成した広島研修のまとめのデータをPDFに変換し保存しており、必要なときに誰もが利用できるようにしております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 引率者はほぼ教員だと思います。学校の先生はいつの日か転任されます。他の市町の学校で勤務するときに、この広島研修の意義も広めてほしいと私は思っています。一教師がどこかの市町で校長や教育長になるかもしれません。そのときに、弥富市の平和教育を思い出して、自分のところでも計画してみようとなるかもしれません。転任するとき、PDFデータで持っていけるのかどうか分かりません。直接生徒と一緒に広島に行った教師には、紙媒体で、これです。紙媒体で配付してほしいと思っています。

広島研修まとめを参加した生徒全員に配付していますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先ほどの答弁と重複いたしますが、生徒が広島研修後に事後学習としてまとめたデータを保存し、それを生徒や教員が活用しています。また、冊子にしたものを2年生のクラスで閲覧できる学校もありますが、生徒全員には配付しておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 事後学習をした後、生徒は平和について考えることをやめるわけではありません。卒業したら広島研修のまとめを見ることができません。残念な事実です。生徒の手元に冊子で配付することで、何度も見返すことができます。いつか生徒が成人して、自費で広島に行くときに活用もできます。保護者にも見せることができます。原爆ドームや広島平和記念資料館に行ったことがない保護者もいます。親に冊子を見せることで、家庭の中で平和について考える機会にもなります。紙媒体で配付してほしいと要望します。

広島研修まとめは誰に配付していますか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 広島研修のまとめにつきましては、議員の皆様をはじめ、教育委員、市長、副市長へ配付しております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） いただき読ませてもらっております。ありがとうございます。

今、答弁にあった対象者こそデータでよいのではないかと思います。ペーパーレス化で動いていますから。

では、広島研修まとめ、これです。参加した生徒に配付する考えはありませんか、答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先ほど答弁申し上げましたが、広島研修後にまとめたデータを保存して、必要なときに活用できるようになっております。また、各学校では、研修後にそれぞれが学んだことのまとめを学校内で発表を行っていますので、冊子を配付することは考えておりません。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 予算の都合上という言葉は使われませんでした。

活用できるのは学校にいるときだけであり、生徒の手元には資料が残らないこと、保護者にも見せる必要があることから、冊子の配付を要望します。

私の大ざっぱな計算ですが、昨年の参加者が420人で、冊子を白黒印刷で外注に出すとして、1冊500円として21万円です。検討をお願いします。

続けます。

集合場所を学校集合から名古屋駅集合に変えた理由を答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 名古屋駅集合としたことにつきましては、学校から観光バスにて名古屋駅に向かっていたときは、朝の交通渋滞を見越して、集合時刻を6時半としておりましたが、直接名古屋駅とした場合は、8時頃を集合時間とすることができるため、生徒及び家族の負担を考慮したものであります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 予算の都合上という言葉は使われませんでした。

大ざっぱな計算ですが、参加者全員が近鉄で弥富駅と名古屋駅を往復した場合、430円掛ける2、掛ける420人で36万1,200円です。この金額は、平和教育推進事業費から外れて、個人の持ち出しで支払われていることになります。バスのチャーターだったらもっとかかっています。実際はJRを使ったり佐古木駅を利用したりしますので、金額は少し変わります。

今まで述べてきた宿泊費、交通費が数字で見えて大きく上がっています。冊子にしても必要なお金であると私は考えています。コストカットをしてはいけない部分だと思います。

平和教育推進事業費は、世の中の物価上昇に合わせ、今より270万円から300万円ほど増額が必要と考えます。予算が足りていないですが、市長の見解をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平和教育としての広島研修につきましては、担当課におきまして必要な経費を算出し、予算計上をしていただいております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 絶対に必要な経費が上昇している中で、金額の枠を決められて、その中で何かを削って枠内に収めていると私には見えます。物価上昇に合わせてしっかり予算をつくってください。

市長の平和学習、平和研修を続けていく思いを答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 中学2年生に対する平和教育の一環として、広島研修を実施する意義は非常に大きいと考えております。

広島は、昭和20年に原子爆弾が投下された歴史的な場所であり、生徒たちが実際に被爆地を訪れ、平和記念資料館や原爆ドームを見学し被爆の実相を語り継ぐ語り部のお話を伺うことで、歴史の重みを体感し、平和の尊さを実感することができています。生徒たちが単なる知識としてではなく、心に響く形で平和の重要性を感じ取ることができると考えております。

また、研修後には、学んだことを発表したり、展示や広報掲載等生徒たちの思いや考えを伝える機会を設けています。これにより、平和へのメッセージが地域に広がり、次世代へと受け継がれていくことが期待をされています。

本市といたしましては、この広島研修という取組を通じて、生徒たちが平和の大切さと命の貴さを理解し、それを実現するための行動を起こすことができるよう支援をしてまいります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 広報「やとみ」の「教育の広場・広島研修」をしっかりと読んでおります。安藤市長の平和を願う気持ちが伝わってきています。中学2年生全員の被爆地広島への研修は、弥富市の教育行政の宝物であると考えます。絶対なくさないようお願いします。

次に移ります。

2つ目、非核平和のまち弥富市と題して質問してまいります。

昨年2024年ノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会が受賞しました。1956年に結成され、原水爆の禁止、核兵器の廃絶を訴えられてきた団体です。ノルウェーのオスロであった授賞式では、この日本原水爆被害者団体協議会の代表の方の講演の後、1分間の拍手が鳴りやまなかったということで、心からうれしく思っています。

被爆した日本の団体がノーベル平和賞を受賞している中で、日本は核兵器禁止条約に署名・批准しておりません。3月7日、つい先日ですが、核兵器禁止条約の第3回締約国会議が国連本部で開かれましたが、日本はオブザーバーとしても参加しませんでした。今の日本の首相は、核抑止、アメリカが持つ核兵器の傘で日本は守られているという論理を持っています。

2011年に、広島、長崎の被爆の悲劇を繰り返さぬよう、核兵器廃絶に向け都市として連帯する平和首長会議に弥富市は加盟しています。その平和首長会議では、国内加盟都市会議総会が今年1月に東京の武蔵野市で開催され、その中で、核兵器廃絶に向けた日本政府に対する要請文の提出について決定しています。内容は、先ほど3月3日から開催された核兵器禁止条約の第3回締約国会議に日本がオブザーバー参加し、対話による外交努力により核兵器廃絶のためにリーダーシップを発揮し、一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准するよう強く要請するというものでした。

政府が考える核兵器で脅し合って戦争が起きないようにする核抑止、核の傘の論理ですが、いざとなったら核兵器を使うという論理です。核兵器は人類と共存できないので廃絶するという弥富市の考えとは全く違います。

安藤市長に伺います。

核抑止、核兵器で他国を牽制し、平和をつくる国の考えと、弥富市の目指す核兵器のない世界、この矛盾を市内小・中学生に質問されたら、市長はどのように答えられますか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 国は、核兵器のない世界の実現に向け、核兵器の非人道性と安全保障の2つの観点を考慮しながら、現実的かつ実践的な核軍縮のための措置を着実に積み上げていくことが重要であるとの見解を示しております。また、核抑止を掲げる考え方は、核兵器の存在をもって他国を牽制し、抑止効果を期待するものでありますが、本市といたしましては核兵器そのものが平和を脅かす存在であると認識をしております。

本市は、平成11年3月12日に平和都市宣言を行い、平和行政を推進しております。具体的には平成23年より平和首長会議に加盟し、市内の中学2年生全員を広島へ派遣し、平和学習を継続して実施しております。

本市といたしましては、平和都市宣言のまちとして、市民の皆様が安心して暮らせる社会を築くため、引き続き平和教育及び核兵器廃絶に向けた取組を推進してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） ありがとうございました。

前半部分での答弁で現状を答えていただいたと受け止めておりますが、子供には難解じゃないかと思います。核兵器を持つ国は自国を否定したくないですから、強引な論理を持ってきます。しかし、日本には核兵器はないし、世界で唯一の被爆国という現実があります。

同じことを再質問したいので、ひとつお願いします。

教育長にお願いしたいんですが教育経験を持つ教育行政のトップの教育長に伺います。持っていたら使ってしまう核兵器で、どうやって日本や世界の平和を守るのか。無邪気な小・中学生に質問されたらどう答えますか。教育長、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 教育委員会は、この広島研修の有効性や生徒の意識の変化を知るために、広島研修に出かける前と帰ってきた後に原爆を投下したことについてどう思いますかという質問を、同じ質問をしております。

毎年、広島へ行く前は分からないと答える生徒が20%ほどいますが帰ってきた後はその割合は毎年減ります。それに対して増える項目があります。それは何かといいますと、人道上許せないと答える生徒と戦争を早く終わらせるために必要だったと答える生徒が増えます。

私ども教育委員会は、これはおぼろげだった平和や原爆に対する認識が、実際に広島へ行き、自分の目で見たりガイドの方の話を聞いたりすることによって少しずつ見えてきた結果だと分析しております。その見え方は、戦争や原爆に対する認識としては、是の部分と非の部分と相対するものでありますが、多感な中学生に大きな一石を投じることができたと考えています。

また、アンケートの最終項目には、自分にどんなことができると思いますかと尋ねています。そこには、戦争の悲惨さを後世に語り伝える、もっと戦争について知るという直接的な

意見もあれば、平等な社会をつくる、いじめをなくせるようにする、人に優しくするなど身近な自分事として捉える生徒も数多くいます。

生徒は、まだ自らの答えを見いだせなく暗中模索をしているところもあるかもしれませんが、この広島で見聞きしたこととして事後学習で自分の気持ちを整理したことは、必ずや生徒の将来に生きてくると私どもは信じております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） ありがとうございました。

戦争を終わらせるためには必要だったと、怖いですね。相手を、言うこと聞かないから最後に殺してしまうということですよ、けんかをしていて、という論理。これを大人が投げかけられたときにどうやって答えるかというのが、そこからが学校の教育ですし、もし自分の子供が言うなら家庭の教育の始まりだと思うんですけど、大変重いテーマの答弁ありがとうございました。

弥富市から核兵器のない世界を目指す考えをこれからもしっかり発信していただきたいと思います。広島研修をやめることなど絶対ないようお願いします。

今年8月に第11回平和首長会議が長崎市で開催されます。4年に一度の大きな会議です。

4年前にも質問いたしました。市長に出席していただき、市民に広島首長会議の報告をしていただきたいですが、今年8月に長崎市で開催される平和首長会議に市長、出席されますか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 平和首長会議への出席につきましては、現時点で考えておりませんが、他の加盟都市と同様、核兵器のない平和な未来を目指し、本市の取組を継続してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 4年に一度しかありません。そろそろ出席をお願いします。

この平和首長会議ですが、幾つかビジョンを掲げていますが、そのうちの一つに平和文化の振興というものがあります。さらに、その中に次代の平和活動を担う青少年の育成が掲げられています。平和の尊さを考える取組の中で、平和首長会議のホームページでは、「平和教育の好事例の紹介」というところがあり、海外も含めた加盟都市の平和教育の活動が掲載されています。

弥富市の公立中学2年生の広島研修は首長として世界に誇れると思いますが、平和首長会議の平和学習の好事例の紹介に弥富市の中学2年生全員の広島平和教育研修を掲載依頼する考えはありませんか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の中学2年生全員を広島の平和記念資料館等へ研修派遣する平和教育推進事業を掲載依頼する考えにつきましては、現状そのような予定はございません。

本市同様、他自治体でも派遣研修の取組が行われておりますので、その他好事例として提案できる平和教育活動等がございましたら考えてまいりたいと思います。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） よろしく申し上げます。

広島や長崎で80年前放射能を浴び、被爆者と認定され、被爆者健康手帳を所有している市民に原子爆弾被爆者健康管理手当が支給されています。弥富市の原子爆弾被爆者健康管理手当を受給されている市民は何名ですか、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 令和6年度上半期分としまして、令和6年9月に9人の方へ手当を支給しました。その後、1人が受給資格を喪失したため、本年3月下旬に支給する下半期分は8人となる予定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 9名見えて、9月以降に受給手当を喪失された市民が見えるということですが、請求をされているのかなと想像します。

昨年夏の厚生労働省の発表ですが、広島と長崎で被爆した人たちの平均年齢が85.58歳となったとありました。被爆者が高齢化し、核兵器廃絶への取組をどのように受け継ぎ、つないでいくか課題となっています。現実には、弥富市に核兵器、原子爆弾で被爆した方が住んでみえます。日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞した今、行政でもっと核のない世界を考えなければならないと思います。

先ほど答弁にありましたが、平成11年の弥富町時代に弥富市は平和都市宣言をしています。その中で、核兵器の実験や開発競争は人類の生存、地球環境に大きな脅威であり、世界の人々と力を合わせ、核兵器のない世界の実現に向けて努力することを決意しています。

事務局の方、写真1、お願いします。

津島市と愛西市庁舎前の看板です。

日本非核宣言自治体協議会というものがあります。長崎市の平和推進課に事務局があり、真の平和実現のため、全世界の全ての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけ、非核宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的とした協議会です。全国約360自治体が会員になっています。近隣自治体では、愛西市や稲沢市、蟹江町が会員自治体で非核平和都市宣言をしています。

写真ありがとうございます。

日本非核宣言自治体協議会の会員になり、平和都市宣言を非核平和都市宣言に名称変更を

する考えはありませんか。お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市は、非核宣言自治体協議会の会員ではございませんが、核兵器の廃絶や平和の確立は市として課題であると認識しております。現時点では平和都市宣言を非核平和都市宣言に名称変更する考えはございませんが、今後も市民の安全な生活を確保するため、平和の実現に向けた取組を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 津島市は、独自に非戦・核兵器廃絶都市宣言をしています。先ほどの協議会に入らずとも名のつたらよいとも思います。

まちなか交流館の前にある看板ですが、青少年健全育成宣言都市と書かれています。まちなか交流館リニューアル工事をするときに、せめて平和都市宣言のまち弥富市という言葉と並べて掲げてほしいと要望します。弥富市は、平和都市宣言文の中で、核兵器のない世界の実現に向けて努力することを宣言しています。ですから、これはほぼ非核平和宣言都市です。名称に非核をつけることは被爆80年で大きな意味があります。要望します。考えてください。

さて、ヒロシマ・ナガサキ被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名、通称ヒバクシャ国際署名、これは被爆者の字は片仮名表記です。これに弥富市は署名しています。2020年に署名活動は終わっています。個人と団体で約1,370万人分の署名が集まり、国連総会に提出されました。署名活動期間は核兵器禁止条約の交渉会議開始と条約が発効されるまでの期間が重なっていたので、条約の誕生を後押しする役割を果たしたと言われていています。弥富市が署名し、その先に核兵器禁止条約があったことをうれしく思います。

最後に、自治体の首長として核兵器のない世界への答弁をお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 1945年8月、終戦から間もなく80年を迎えます。広島、長崎両市への原爆投下により約21万人を超える命が奪われた歴史を後世に伝えるべく、本市では引き続き子供たちの平和教育に力を入れてまいります。

また、本市は平和都市宣言のまちであり、かつ平和首長会議に加盟する都市でもあります。戦争のない世界、核兵器のない世界の実現、そして恒久平和に向け引き続き努力をしています。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 板倉議員。

○6番（板倉克典君） 最後の被爆地広島と長崎に核兵器が使用されてから80年たちました。被爆された方が現在弥富市にも見えます。核兵器をなくし、平和な日本、そして世界をつくっていく教育、さらには自治体の平和を望む考えをこれからも大きく発信していただきたいと要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 暫時休憩します。再開は午後4時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時08分 休憩

午後4時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 5番 横井克典です。

通告に従いまして、質問いたします。

今回の質問は2題、安全・安心な生活環境の充実についてと、弥富市におけるDXの推進についてであります。

まず、安全・安心な生活環境の整備について質問いたします。

1つ目、昨年12月定例会では弥富市立学校設置条例の一部改正が可決され、令和10年4月より、十四山西部小学校の位置によつば小学校が開校することになりました。市側から避難所となるよつば小学校の体育館に空調設備を整備するとの答弁がありました。しかし、現在、弥生小、白鳥小、桜小、日の出小、弥中、北中学校等の体育館には、いまだ空調設備が整備されておらず、整備計画も示されておりません。令和6年3月定例会の一般質問の市の答弁では、他の大規模事業との優先順位をつけ検討していくと具体的な整備計画は示されませんでした。

一方、津島市は全小・中学校にスポットエアコンの設置を済ませ、愛西市では4つの中学校で空調設備の設置が済んでおります。さらに、蟹江町の2つの中学校と飛島村の飛島学園、大治町の全小・中学校では令和6年度に設置のための設計を行い、令和7年度に設置工事を予定しています。私の調査では、岩倉市や高浜市をはじめ県内18の団体が令和7年度当初予算に空調設備関連の予算を計上しています。今後、自治体間の格差が懸念されております。

また、文部科学省から令和6年11月29日付で、避難所となる学校体育館の空調設備の加速化についてという事務連絡が発出され、補助金も令和15年度までとなりました。

近隣市町村の設置状況やこの文部科学省の通知を踏まえて、市長は空調設備の整備についてどのようにお考えになっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和6年9月議会の伊藤議員の一般質問で答弁申し上げましたが、小・中学校体育館の空調設備の整備につきましては、今後、他の大型事業との優先順位を精査しながら進めてまいります。

現時点では、学校においては特別教室等の空調設備の整備を優先して進めていく考えでござ

ざいます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長に再度質問します。

近隣市町村は設置に向けて現実に予算化して動いておりますけれども、弥富市は令和何年度までに全小・中学校の体育館に空調設備を整備完了される計画等はお持ちでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま部長から答弁申し上げましたが、大型事業との優先順位で決めてまいりますものですから、何年とはここでは申し上げることはできません。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再度質問します。

なぜこの見通し、めどが立たないのか。大型事業があるとはいいますが、具体的にどのような大型事業なのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） よつば小学校再編に向けた数々の事業がございますし、また学校等の長寿化事業もございますものですから、そういった事業もありまして、この空調設備の事業につきましては、その中でどうやってやっていくかということを検討してまいりたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 3月6日、まだ数日前ですけれども、文部科学省の資料によりますと、その中では、いずれ体育館への空調設置を自治体でお考えであれば、特別教室と並行して設置を進めるなど、早めの御活用についても検討してくださいと文科省のホームページには記載されております。ですので、先ほど部長が言われたように特別教室から優先的ではなくてもう並行的に学校体育館の設置も早急にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、一時避難所となっている弥富市総合社会教育センター総合体育館や、TKEスポーツセンター第1アリーナにも空調設備が整備されておられません。愛西市の親水公園総合体育館のメインアリーナやあま市の甚目寺総合体育館では、既に空調設備が整備されております。

弥富市の両体育館の空調設備の整備について、市長の考えをお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市民の安全と快適さを守るための重要性は認識しております。

今後、他の大型事業等との優先順位を精査しながら進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 市長にまた再度質問します。

この2つの体育館についての設置のめどはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどの学校の体育館の答弁と同じになりますが、大型事業との優先順位で決めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 私は、それぞれの大規模事業があるとは思いますが、やはりこれは子供たちの、または地域の防災施設ともなります。これはぜひとも同時並行に進めていただくよう要望をさせていただきます。

次に、昨年10月に総合社会教育センターの中央公民館ホールでピアノの発表会が開催されました。参加された方から、会場が暑く、冷房が使えず気分が悪くなる方がいたとのお話をお聞きしました。

生涯学習課では、毎年10月に冷暖房機の切替え作業を行っているということであります。昨今の温暖化で10月末まで暑い日があります。冷暖房機の切替え時期を見直すべきではないかと考えますが、市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 施設の冷暖房は家庭用のエアコンとは異なり、施設全体の温度を調整するために切替え作業が必要となります。このため、切替えのタイミングについては作業期間を要します。

施設の冷暖房の運転時期につきましては、冷房の期間を7月1日から9月30日、暖房期間を12月1日から3月31日と設定しております。温暖化の影響や近年の気候変動を考慮し、冷暖房の切替えの時期を見直し、令和7年度からは冷房は6月から10月まで、暖房は12月から4月まで使用可能とします。引き続き、市民の皆様が快適に施設を利用できるよう努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ぜひともよろしく願いいたします。

次の質問です。

昨年9月定例会の一般質問の市の答弁では、十四山西部小学校西側のプール前の道路のところに水がたまることは承知しておりまして、今後対応していくよう今調べておりますとの趣旨の答弁がございました。あれから半年が経過しましたが、現在どのような調査が行われているのでしょうか。進捗状況等についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山西部小学校の西側の道路に水がたまっていた原因としましては、学校敷地から流れ出た土により側溝の隙間が埋まってしまっており、排水不良を起こ

していたことによるものでございましたので、既に対応いたしました。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ありがとうございます。

また今年も梅雨や台風のシーズンが参ります。ぜひとも先ほど対応された部分の検証をよろしくお願いいたします。

関連して、洪水対策として、近隣でいけば稲沢市、愛西市などでは、土のうステーションを市内各所に整備して、市民に土のうの配付を行っていることがあります。

モニターを御覧ください。

弥富市でも10年ほど前に市内に土のうステーションのようなものの整備を進めていましたが、現在の整備状況及び活用状況についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 土のうステーションは、主に大雨などの洪水等による浸水災害から地域を守るために設置し、土のうを迅速に供給する役割を果たすものであります。

本市においても、以前は市内に防災課が管理する土のうステーションが9か所ございました。現在はございません。

廃止した理由につきましては、土のうは長期間保管することが非常に難しく、劣化や破損が生じ、また袋の中の土が大きな石のように固まるため、定期的な点検や交換が必要となります。このため、本市は災害協定を締結しております弥富市建設業協力会に土のうステーションの在り方について御相談をしましたところ、長期間屋外で土のうを管理するより、浸水災害の発生が予想されるときに、その都度要請により土のうを作成して、指定される場所にまとめて運搬する方法が効率的という御提案をいただきました。現在は、土のうステーションを設けず、災害予測により必要に応じて建設業協力会へ要請する方式を取っております。

しかしながら、浸水災害を危惧し、不安になる住民の方もお見えになることを想定して、現在は市役所に配付用の土のうを配備しております。

必要とされる方につきましては、その都度支給し在庫に不足が生じないよう適宜補充をしてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 過去9か所あって廃止されたということです。

先ほどの写真のところが実際の廃止になった、地べたに土のう袋が積んであって、そこから草が生えておったということです。

ですけれども、稲沢や愛西市などでは、そういった専用の置場を設けて、直接地面に触れない、また市民の方がいつでも取りに来られる。市役所に置くのはいいんですけれども、弥富市は南北に長い15キロあるまちであります。そういったときに、ここまで取りに来るとい

うのはなかなか難しいということがありますので、そういった器具等も検討いただくよう、よろしくお願いいたします。

7 番目。

次に、弥富市では、公衆無線 LAN サービスが市役所本庁舎や弥富まちなか交流館、総合社会教育センターの 3 か所で利用ができます。

災害発生時の情報伝達手段のため、最低でも防災拠点となる 1 次開設避難所に公衆無線 LAN サービスの環境を拡大する必要があると考えますけれども、市の見解をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 公衆無線 LAN サービスに関しましては、本市は現在、弥富フリー W i - F i を市役所、まちなか交流館、総合社会教育センターの 3 施設に配備しております。大規模災害によって携帯電話のネットワークが被害を受けた場合には、情報収集等の手段として使用する災害用無料 W i - F i サービス 00000 J A P A N（ファイブゼロ・ジャパン）を提供し、認証不要でどなたでも利用することができます。

そういった中、避難所施設に公衆無線 LAN サービスを拡大する必要性につきましては、現在のところ具体的な整備計画はございませんが、避難者が迅速に各種情報を取得することはもちろん、家族や知人との連絡手段の確保など、避難所における生活環境の向上を推進するために、今後、他自治体の導入状況や平時の使用方法を研究してまいります。

なお、本市の避難所施設における災害時用の通信設備の整備状況といたしましては、被災者の通信手段を確保するために、平成 30 年に N T T が 1 次開設避難所と十四山福祉センターの 7 か所に合計 17 台の災害時特設公衆電話を配備しております。この電話は発信専用ですので着信を求めることはできませんが、被災者が無料で使用することができるため、大規模災害時の連絡手段として有効に活用することができます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5 番（横井克典君） これも前向きにしっかり検討していただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、8 番目です。

津島市をはじめあま地区の 6 市町村全てで役所に電話をしますと、録音機能のメッセージが流れ、市民と職員との会話が録音されます。

目的としては、職員の接遇意識や市民サービスの向上、業務の公正かつ適正な業務執行の確保、カスタマーハラスメント対策であります。

弥富市における通話録音サービスシステムの導入状況についてお尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現状の電話交換設備には録音機能はございませんが、一部の部署

におきまして録音機能がついたものも設置をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） やはり先ほど、2人の方でしたっけ、カスタマーハラスメント等の話もしてみえましたけれども、全ての部署がカスタマーハラスメントの被害に遭わないためにも、ぜひとも設置に向けて考えていただきたいと思いますけれども、この録音システムの導入について、市長の考えをお伺いしたいと思います。再質問です。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和6年6月議会の板倉議員の一般質問で御答弁しましたように、市民サービスの向上のために電話交換設備に録音機能をつけることにつきましては、近隣自治体の動向を参考に検討を進めているところでございます。

引き続き、電話設備そのものを入れ替えるのか、後づけ機により対応するかといった点のほか、録音データの取扱いなど、運用面の課題についても対応を検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 先ほど私も発表しましたように、弥富市を除くこの海部地区6市町村は既に導入しています。ですので、近隣市町村を研究というよりも、もう即対応しても逆に遅いぐらいですので、早急に導入に向けての検討をお願いしたいと思います。

次に、弥富市は、軽度・中等度難聴児補聴器等購入助成事業を県内でも早い時期に実施しております。それ以降、他市町村も助成制度を始めております。一方、東浦町では、令和7年度より対象者を18歳以上とする制度拡充のための事業費を新年度予算に盛り込んでおります。小牧市や豊田市でも既に実施されております。

弥富市でも、学業や仕事、生活の支援、認知症予防の観点から、切れ目のない継続的な制度の拡充が求められております。

市長に制度の拡充についてお考えを伺います。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 現在実施しております軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業は、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となる軽度・中等度難聴児の補聴器購入等に係る費用を助成するものであり、補聴器の早期装用を促し、もって聴力の向上、言語発達の支援並びに周囲とのコミュニケーション障害及びこれに伴う情緒障害の改善を図ることを目的としております。また、愛知県も同様の目的により、事業を実施した市町村に対して補助金の交付を行っているところでございます。

18歳以上への拡充となりますと、既存事業の目的や趣旨と異なるため、別事業として考える必要がありますが、現状において国による公的制度がないことから、本市としましては、まずは加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を国に対して求めてまいりつつ、

国等により補助制度が創設されれば、本市としても助成制度の導入に向けての検討ができるのではないかと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 検討されないということです。

ですけれども、18歳以上で、やはり障害者手帳にも該当しない、そういった境目の方の聴覚に対して補助する施策であります。いずれにしても、全ての市民がコミュニケーションに不自由をしないためにも対象者の拡大は必要であると、当然検討もしていただきたいというふうに考えております。

関連して、65歳以上への拡大の考えについてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安井健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（安井幹雄君） 加齢性難聴者に対する補聴器購入助成につきましては、令和5年3月議会における小久保議員及び同年6月議会における那須議員に対して、現行の制度によって必要度の高い方への支援がされていることや、今後の高齢化のさらなる進展なども踏まえ、現時点で加齢性難聴対策として補聴器購入助成を行うことは難しいと考えていると答弁をしているところでございます。

今後、国等による補聴器購入に対する補助制度が創設されれば、本市としても助成制度の導入に向けての検討ができるのではないかと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 愛知県内でもあま市をはじめとして既に15団体が65歳以上を対象にしています。国の施策を求めるのではなくて、弥富市独自で考えていただいて、弥富市民に対してコミュニケーション不足にならないための施策をしっかりと考えていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、2題目の弥富市のDXの推進について質問いたします。

国は、令和2年12月に自治体DX推進計画を策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全国の自治体において着実に進めていくこととしました。その中で、マイナンバーカードの普及促進、自治体AI・RPAの利用推進など6つの重点取組項目を位置づけました。

弥富市においては、第2次弥富市総合計画後期本計画や弥富市デジタル田園都市構想総合戦略にDXの推進が明記されております。また、令和7年度市長の施政方針においてもDXの推進について述べられております。

国が自治体DX推進計画を策定して既に4年が経過しております。全国の自治体では、独自のDX推進計画が策定されるなど計画的にデジタル化が進められております。県内では、津島市、愛西市、稲沢市、江南市、長久手市などが独自のDX推進計画の策定を済ませております。

弥富市は市独自のDX推進計画の策定意義についてどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） DX推進計画につきましては、令和2年12月に国が自治体の重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、支援策等を取りまとめ、自治体DX推進計画を策定いたしました。これを受け、各自治体はDX推進計画等を策定しているところでございます。

この計画等によりデジタル技術やAI等を活用して重点施策に取り組み住民の利便性を向上させるとともに行政の業務効率化を図る自治体DXの推進に寄与するものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 質問の途中でございますが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしますので、よろしくお願いいたします。

すみません、横井議員。

○5番（横井克典君） そこで、弥富市の推進計画の策定状況等についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 国が策定した自治体DX推進計画を参考に、令和4年1月に弥富市DXの推進についてという方針を作成しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうすると、それが推進計画に値するということで理解してよろしいんでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） お見込みのとおりでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 次に、オープンデータの活用について質問いたします。

国は、平成28年12月14日に官民データ活用推進基本法を公布・施行し、オープンデータ基本方針をまとめ、地方自治体に対して市町村官民データ活用推進計画の策定を努力義務といたしております。

市独自の官民データ活用推進計画の策定の意義についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 官民データ活用推進計画につきましては、平成28年12月に公布・施行されました官民データ活用推進基本法に規定する手続における情報通信の技術の利用等に係る取組、官民データの容易な利用等に係る取組、個人番号カードの普及及び活用に係る取組、利用の機会等の格差の是正に係る取組、情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組を基本方針とし、市町村の実情に応じて定めるものでございます。

各市町村における計画策定の意義につきましては、計画的かつ効率的に官民でのデータ利

用が促進され、事務負担の軽減や業務の効率化、住民及び事業者の利便性向上等に寄与するものと考えられます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そこで、弥富市の官民データ活用推進計画の策定状況についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 官民データ活用推進計画につきましては、未策定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再度市長に質問します。

計画策定の進めない理由についてどんなことが上げられるんでしょうかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま部長のほうで答弁しておりますが、この推進計画につきましてはもう少し時間をいただきたいと思っているところでございます。市でよく検討しまして、また計画策定の時期には議員にもお伝えしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ぜひとも来年度新しい部署ができるということですので、積極的な策定をお願いいたします。

5番目として、次に、弥富市が保有する対応可能な全てのデータについて、現在、市民や企業などが2次利用できるよう市ホームページ上で機械判読できる形式、CSV形式などのデータとして公開されているのでしょうか。進捗状況等についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市では、市ホームページにおいて、市統計資料などの情報をPDF方式等で公開しております。

今後につきましては、公開する項目や利用しやすいデータ形式等について調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 他自治体ですと、CSV形式で掲載がなされておったんですけども、それがPDFでしか公開されなかったということですけど、進まなかった理由って何かあるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） あいち電子自治体推進協議会ホームページ上のオープンデータカタログにつきましては、認識が不足していたためでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5 番（横井克典君） じゃあ、しっかりよろしくお願いします。

次に、さっき言われたように、あいち電子自治体推進協議会ホームページ上のオープンデータカタログというページで弥富市のページを開くと、図書館の位置情報と利用案内、また地域生活支援事業所一覧の2件しか表示されませんでした。岩倉市は、調べてみると25件、稲沢市は24件、長久手は22件、日進市は19件、そのデータカタログに掲載されておりましたけれども、なぜ弥富市は他市より件数が少なかったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、認識が不足していたためでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5 番（横井克典君） ぜひとも民間利用者や市民の方もCSV形式でデータ化されれば2次利用は可能になりますので、ぜひとも早急な対応をよろしくお願いいたします。

7番目として、市ホームページやあいち電子自治体推進協議会ホームページ上に本市が所有するデータを今以上に公開件数を増やす考えはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） あいち電子自治体推進協議会ホームページ上でのオープンデータカタログへの掲載につきましては、周辺自治体の状況を調査し、公開する項目やデータ形式等の検討を行い、掲載してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5 番（横井克典君） ぜひともよろしくお願いいたします。

8番目です。

庁内の内部事務におけるDXの取組について質問いたします。

弥富市が目指す庁内の内部事務のDXとは、市役所の職場環境がどのようなことになるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 庁内の内部事務のDXにつきましては、デジタル技術やAI等を活用して市役所の業務の効率化を図るもので、業務のデジタル化により事務処理の時間短縮や職員の負担の軽減が図られます。これにより、時間外勤務の削減や休暇の取得率の向上等ワーク・ライフ・バランスが充実し、職員が働きやすい職場となり、業務を効率化し、生産性を高めていくことです。ひいては、行政サービスの向上に寄与するものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5 番（横井克典君） 総務部長の御答弁を踏まえて、弥富市役所において、職員の業務の効率化や働き方改革を実践していくに当たり、文書管理、電子決裁を含みますけれども、そうい

ったシステム及び勤怠管理システムの導入が必要ではないかと考えます。内閣府によると、文書管理システムの導入状況は、全国の市区町村では54%、愛知県内では59%が導入しています。弥富市におけるこれら2つのシステムの導入状況等についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 文書管理システム及び勤怠管理システムにつきましては、調査はしておりますが、いずれのシステムも未導入でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 未導入ということですので、10番目の質問ですけれども、この2つのシステムを導入することになれば、どのような経費がかかってくるのか、予算がかかるのかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現時点での各システムの導入経費につきましては、概算で文書管理システムは約1,500万円、勤怠管理システムは約1,200万円と見込んでおり、ランニングコストも発生すると見込んでおります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そういった経費がかかるということですが、みよし市とか日進市、長久手市では、年次有給休暇や各種休暇の届出、時間外勤務の届出など、手続きに関しては勤怠管理システムを導入しております。また、文書管理決裁システムについては、岩倉市や日進市、清須市などでは既に導入が済んでおります。弥富市でもこの2つのシステムを導入すべきではないでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 文書管理システム及び勤怠管理システムにつきましては文書の管理ペーパーレス化や職員の勤務状況の把握・管理等に効果的なものであると考えております。

本市といたしましては、これらのシステムによる業務効率化等の有効性を認識しているところではございますが、窓口におけるキャッシュレス決済や施設予約システムの導入など、市民の皆様の利便性が向上する施策を優先的に取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再度市長に質問します。

第5次弥富市行政改革大綱、あと実施計画等が令和7年1月に策定しており、財政状況が厳しいということでもあります。このシステム導入が行政改革の一助になるかと思いたうけれども、市長はどうお考えなのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど部長のほうからも答弁いたしましたが、市民の利便性が向上す

る施策を今優先しているところでございます。

本市が進めるDXの推進につきましては、この2つのシステム、文書管理システム、また勤怠管理システムにつきましては、これは近い将来といえますか、いずれやらなければならないようなことだと思っておりますものですから、そのシステム導入の時期についてはまた内部で検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 令和7年度予算を見ていまして、人件費等が急増しております。そういったことから、やはり職員の働き方改革も必要となって、時間外の削減、休暇の取得増加、そういったものも当然必要となってくるものですから、やはりこういったものは進めていただくようよろしくお願いします。そういったことで、機械でやっていけば、入力さえきちんとすれば支払いがきちんとできるということですので、いろんな方の印鑑が必要となくなりますので、やはりこれは電子化を進めるべきかと思っております。

次に、12番目、契約の電子化について質問いたします。

令和3年1月に地方自治法施行規則が改正され、自治体も企業の間で普及している電子契約サービスを利用できるようになりました。

入札手続については、あいち電子調達共同システムが導入されて既に電子化されております。東海市や高浜市、みよし市、設楽町などでは契約手続も電子化が進んでおります。

弥富市の契約手続についての現状等についてお尋ねいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市の契約手続の現状といたしましては、契約書を印刷・製本し、押印を行う書面契約の方式を採用しております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 相手方から、企業側からしても役所に出向かなければならないそういった経費等もかかりますし、契約書を製本する手間もかかりますので、ぜひとも導入していただきたいと思うんですけれども導入に向けてどのような金額がかかるのかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 概算金額といたしましては、導入費用で約130万円程度だと見込んでおります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうであれば、これは弥富市でもすぐに導入できるようなシステムであると考えますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 電子契約システムの導入により、業務時間削減やペーパーレス化

が見込めることに加え、印紙税が不要になることから、発注者と受注者の双方にメリットがあると考えております。

本市といたしましては、市内業者をはじめとする受注者の意向を確認するとともに、電子決裁システムなどの連携可能なサービスとの連動につきましても調査・研究をしてまいりますが、先ほども御答弁しましたように、窓口におけるキャッシュレス決済や施設予約システムの導入など、市民の皆様の利便性が向上する施策を優先的に取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） この当該システムの導入も、これも行政改革の一つとなってまいります。早期導入をお願いいたします。

15番目に、公共施設予約サービスについて質問いたします。

これからは行かない窓口を推進していく必要があります。スマートフォンやパソコンなどから電子申請により施設に出向くことなく公共施設を予約できるシステムがありますけれども、本市ではこのシステムの導入状況がどうなっているかお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） あいち共同利用型施設予約システムにつきましては、システム導入のための調査を進めている段階でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） そうすると、具体的に調査されて何年後をめどに導入するかというようなスケジュールは持ってみえるのでしょうか、再度質問します。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 現状におきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、キャッシュレス決済やそちらのシステムの導入などを優先しておりますので、今のところスケジュールについては検討しておらない状況でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） この公共施設の予約サービスも、行く行くは結局、予約できてキャッシュレスでできれば、電子でできればキャッシュレス決済も同時にできるということも考えられますので、ぜひとも併せて検討をお願いします。

16番目、弥富市では、体育館などの施設を借りたい場合は各施設に出向いて申請手続きを行っています。県内では既に28の市町があいち共同利用型施設予約システムを導入しております。このシステムの導入について、弥富市の考えをお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 施設予約システムにつきましてはパソコンやスマートフォンにて施設の利用状況照会から予約支払いまでを行い利用者の利便性向上を図ることができます。

施設予約システムの導入につきましては、施設管理部署を中心に、あいち電子自治体推進協議会の共同利用型施設予約システム等を含め、本市に適したシステムの検討を進めているところでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） これも再度質問します。

これも令和何年度までに導入をしていきたいというようなタイムスケジュールのようなものはお持ちなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 先ほど御答弁しましたとおり、スケジュールについては現在まだ未定でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） スケジュールがないとなかなか進まないものです。スケジュールを立てて目標に向かっていくのが、やはり新しい施策を進めていく上でのマニュアルになりますので、ぜひとも計画はつくっていただくようよろしくお願いいたします。

17番目に、津島市やあま市、清須市、みよし市などでは、市民課や税務課の窓口で各種証明書発行の手数料をキャッシュレスで決済ができます。あま市は、先ほどのように公共施設の使用料もキャッシュレスで決済ができます。昨年9月定例会の厚生文教委員会の私の質問に対して、市は導入に向けて調査・研究しているところだと御答弁がありました。キャッシュレス決済導入について、改めて市の見解をお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） キャッシュレス決済につきましては、令和7年度一般会計予算に計上させていただきました。市民の利便性向上を図るため、証明書等の発行が多い部署である市民課、税務課及び収納課の3か所の窓口にて、証明書等の手数料の納付をクレジットカード、電子マネー、QRコード決済で支払うことができるキャッシュレス決済の導入を進めたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再度質問します。

そうしますと、公共施設を借りたときの使用料は今回の予算には入っていないという理解でよろしいでしょうか。お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） お見込みのとおりでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ぜひとも公共施設の申請した後もキャッシュレスで決済できるように

していただくと、銀行等へ納める必要もなくなりますので、事務が簡素化できる、そういったことも可能になりますし、以前、金庫からお金がなくなったというようなこともなくなると思いますので、なるべく人が現金を触らないようなシステムづくりに持って行っていただきたいと思いますと考えております。

18番目、次に、令和6年7月5日版「総務省自治体における生成A I 導入状況」によりますと、全国の政令市を除く市町村では、「導入済み」が162団体（9.4%）「実証実験中」が271団体（15.7%）「導入予定あり」が248団体（14.4%）でした。合計すると681団体（39.5%）が生成A I 導入に向けて動き出しかけております。

弥富市は、このアンケートの問いについてどのような回答をされたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 令和6年1月に調査があり、選択方式の質問に対して、「導入予定はないが、担当課レベルで検討している」と回答をしております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 検討しているということです。

そうしますと、このアンケート結果から、生成A I の導入で業務削減効果が得られたという自治体もアンケート集計結果から出ております。また、近隣でいけば、愛西市やあま市では令和6年度に生成A I の試験導入が進んでおります。令和7年度には本格導入に向けた予算を計上しております。

本市における生成A I の導入の考えについて市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 生成A I につきましては、文書・画像・音声などを自律的に生成できるA I 技術の総称で、急速に普及し、多くの分野で活用されております。

本市におきましては、令和6年5月より電算事業者が主体となる生成A I 実証部会に近隣の4市と共に参加し、自治体における生成A I の実証を進め、現在総務部においてその検証を行っております。

生成A I の導入につきましては、今年度で実証は終了となりますが、引き続き生成A I の機能や自治体における活用方法、効果など調査を進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今現在、実証実験をしてみえるということですが、この検討はどういった組織で行われているのか具体的にお尋ねします。再質問です。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 総務課を中心とする総務部でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再々々質問です。

その検討結果は令和7年度中に出されるお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 今回、生成A Iの実証部会で検証した内容につきましては、5市で担当を分けて検証しておりますので、近隣の中で公開がどのようになるのかというのをまた検討してまいりたいと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 私もあま市の方や愛西市の担当の方とお話をさせていただいて、やはり利用して、実証実験を行って、業務の効率化ができたということで本格導入をしたというような話も承っております。ぜひとも前向きに検討いただきますよう、よろしくお願いします。これも一つの行政改革、働き方改革の一つですので、近隣市町村も導入しているところありますので、そんなに周りを見ずに、弥富市としてどうしていくかというところから考えていただきたいと思います。

20番目、令和3年6月定例会の一般質問で、私は市のDX担当課の組織強化についての市の考え方について質問しました。

市は、現在、総務課情報管理グループは2名ですが、今後の自治体情報システムの標準化・共通化やRPAの利用推進に向けて、ITを推進できる職員の採用を含め増強し、職員の意識改革、ICT活用能力の向上を図りますと答弁がありました。あれから3年半が経過いたしましたけれども、ITを推進できる職員の採用はどのようになったのでしょうか。その経緯についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） IT推進に関する業務は、専門的な知識を持つ職員だけでなく、各部署の職員が協力し合いながら進めることが重要でございます。各部署におきましても、デジタル化の重要性を理解し、自ら積極的に取り組む姿勢が求められております。そのため、IT推進職員を新たに採用するのではなく、既存の職員がその役割を担うことができるよう、現在、本市ではデジタル化の推進に向けた取組を進めており、職員に対してはデジタルスキルの向上を図るための研修会を実施しております。このような研修会を通じて、ITに関する知識や技術を習得し、業務に生かすことができる環境を整えているところでございます。

また、建設部では、ICTの活用の一環としてあいち建設情報共有システムを用いて発注者と受注者間における工事書類の提出を電子化して効率化を図り、生産性の向上に役立てております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 今の部長の答弁をお聞きいたしますと、令和3年6月定例会の職員の採用を含め、増強という答弁にちょっと疑問を感じております。国からもそういったアドバイザーを呼ぶことも、専門家を呼ぶこともできますので、そういったことも考えていく必要があるのではないのでしょうか。

また、弥富市のDXの取組は、これまでの答弁をお聞きすると近隣自治体と比べて先行しているとは言い難い状況です。私は、弥富市のDXが進まない要因の一つに、DXを推進する庁内体制が脆弱であったからではないかと考えます。本市のDX担当部署は、総務課情報管理グループです。数年前より行政グループリーダーと情報管理グループリーダーが兼務となり、2名から1名となっております。令和7年度を目標とする自治体情報システムの標準化・共通化を踏まえ、また官民データ活用推進計画の策定、オープンデータ化、庁内の内部事務のDXの推進などが進んでいない本市の状況において、なぜこれまで行政グループと情報管理グループのグループリーダーを兼務させてきたのでしょうか。やはり先ほどの答弁でいけば、情報がこれからDX化・ICT化がもう自治体には求められている状況であり、兼務させてきた意図についてお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 行政グループと情報管理グループは、日常的に密接に関連する業務を行っており文書管理やデータの管理等、課内横断的に事務を円滑に進めることで業務の重複を避けることができます。これにより職員の負担軽減や業務の効率化・迅速化が実現しより質の高い意思決定や効果的な行政サービスの提供が可能になると考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 2つを1つにすれば効率化ができというようなお話ですけれども、私はそうではなくて、令和6年度以前の人事異動等中日新聞を見ますと、もうそれまでに他の自治体ではDX推進課とか推進室とか、そういった組織をきちんと立ち上げてみえるものですから、行政グループと分掌業務が一緒だからといって一つにまとめて効率化をしたというのは、ちょっと私は逆行しているのかなというふうに思っております。

22番目、次に、令和7年4月より総務課の情報管理グループがデジタル推進グループに変更されます。東海市や蒲郡市、一宮市では、令和3年度には既にデジタル行政推進課などを設置して、自治体DXの推進に向けた取組を進めています。この体制整備は、私が考えるには、遅くとも、先ほど言いましたように令和6年度以前に行うべきではなかったのでしょうか。市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 本市におきましては、令和4年4月1日に弥富市行政組織規則の一部改正を行い、総務課情報管理グループの事務分掌にデジタルトランスフォーメーション

の推進に係る総合的な企画及び調整に関することを規定し、D Xの推進に取り組むとともに、令和5年度から2年間、知識習得のため愛知県へ実務研修生として市職員1名を派遣しております。

今後D Xをさらに推進していくため、総務課情報管理グループからデジタル推進グループへと役割を明確化し、A IやI C T等のデジタル技術を活用するとともに、市民の皆様の利便性向上を図るD Xに積極的に取り組んでまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） デジタル推進グループへと名称が変更されて、事務も変わってくるといことです。

再度質問します。

そういった組織を強化されることで、先ほどできていなかった官民データの推進計画の策定とかオープンデータ化、庁内で内部の事務のD X、生成A Iの検討が進んでいくというふうに解釈してよろしいんでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 順番に進めていこうと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 順番ということ、これは例えば5年計画とか10年計画とか、そういったものは。結局、D X推進計画上にそういったことはうたわれていないものですから、その辺りのうたい方というのはどうなっているんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 今後、そのようなことも含め検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） ぜひとも、もう検討ということよりも、いつまでにやるという目標を立てて、それに向かってやっていくのがやっぱり大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和7年4月から、先ほど総務部長から御答弁があったように、総務課の情報管理グループがデジタル推進グループへと変更されますが、それに伴ってグループリーダーの兼務を外すとか、デジタル推進の担当の職員を増員するなどの体制強化は行われるのでしょうか。市長にお尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） デジタル推進の体制強化につきましては、本市においても重要な課題であると認識をしております。

デジタル化は、行政サービスの向上や業務の効率化に寄与するものであり、今後の社会に

において不可欠な要素となっております。そのため、令和7年4月より総務課では情報管理グループからデジタル推進グループへと役割を明確化し、組織体制を見直すこととしております。また、ITを推進できる職員の育成につきましては、令和5年度からこれまで愛知県の情報政策課へ実務研修生として派遣しており、職員の知識習得等を図っております。

引き続き、庁内のデジタル化に関する取組を強化するとともに、より効果的なデジタル施策を実施し、市民の皆様にとって使いやすいサービスを提供するよう努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再度質問します。

先ほど、県へ実務研修生として行っているということですが、その方がこの4月1日から戻ってくるのか、配置されるのか、またそれに合わせて職員も増員されるのか、その辺り分かる範囲でお答えをお願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今、実務研修生として出ております職員は、デジタル推進グループで配属をされます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） いずれにしても、行政改革大綱、また実施計画でもありましたように、時間外の削減等で300時間とか、そういったもろもろの計画も立っております。これまで、皆さん職員の方は時間外勤務に対してしっかり削減効果を努めてみえたと思います。ですけれども、やはりデジタル化をすることによって、その300時間というのが出てくると思います。人間だけでは限度がありますので、こういった電子化を推進して、業務の効率化、また市民サービスの向上につなげていただくよう、また加速化して対応していただくよう要望させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 本日はこの程度にとどめ明日、継続議会を開き本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時14分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 伊 藤 千 春

同 議員 柴 田 英 里

